

平成 20 年度
MIAU 事業活動報告書

平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで



平成 21 年 4 月 10 日
一般社団法人 インターネットユーザー協会

Movements for Active Internet Users (MIAU)

目次

I. 平成 20 年度の活動総括	3
II. 各事業に関する活動報告	4
1. 著作権及び著作権法に関する事業	4
2. ダビング 10 に関する事業.....	5
3. インターネットの違法・有害情報対策に関する事業	6
4. その他インターネットユーザーが問題と考える政策課題に関する事業	8
5. 団体の認知度向上に関する事業.....	9
III. 会員及び組織に関する活動報告	11
1. 法人化に関する活動	11
2. 有償会員制度の設立・運営.....	11
3. その他.....	11
IV. 付録	12
1. 本団体が平成 20 年度に提出したパブリックコメント等の一覧.....	12
2. 本団体が平成 20 年度に主催したイベント等の概要一覧.....	51

I. 平成 20 年度の活動総括

本団体の活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。おかげさまをもちまして、本団体は平成 20 年度に無限責任中間法人化、また本年 4 月 1 日をもって一般社団法人に移行と、昨年度をもちまして一つ大きな壁を乗り越える事が出来ました。ここに、このような形で平成 20 年度の活動報告書をまとめることが出来たことをうれしく思うと同時に、MIAU が団体としてこれまでやってこられたのは多くの方々の助けによってであることを改めて痛感しております。ご支援・応援いただいた皆様に、この場を借りて、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年度の本団体の活動は大きく2つのフェーズがあったと考えております。一つは、4 月からの青少年ネット規制法を巡る議論とその対応です。突然と言って良いほど急に表れたこの法案に対しては、インターネットに関わる多くの団体の方々と協力しながら、対応策やあるべき姿を議論してきました。その中から、MIAU の大きな取り組みテーマの一つなった、ネット・リテラシー教育の教科書を作ろうという活動も新しく起こり、ネットやケータイに関するリテラシー向上への取り組みが大きく前進することになりました。

そしてもう一つは、MIAU という組織の基盤作りにだと考えています。平成 19 年に任意団体として立ち上がったばかりの MIAU という団体を、組織としてある程度の形につくりあげるための様々な苦勞がありました。しかし、おかげさまをもちまして、無事に 6 月の無限責任中間法人の設立、そしてこの 4 月 1 日の一般社団法人への移行と名称変更と、一応外側はそれなりの格好がつく団体としての体裁を整えることが出来ました。もちろん、これで十分な能力・機能をもった団体になれているかと問われると、まだまだ不足する面の方が多いことは事実です。しかし、今事業年度に作り上げた基盤をベースに、足下をしっかりと固めながら、皆さんの期待に応えられるような団体へと成長していきたく考えております。

今年度は、昨年度までの活動の継続に加え、いよいよ本格化する日本版フェアユースの議論や、MIAU 版インターネットの教科書を使った出張授業の計画など、様々な新しい試みを模索しています。また、これまでは MIAU 単独での活動が目立っていましたが、他のインターネット関連企業との協働もいろいろな形で進めていくことを考えております。

今まで以上に様々な面で、会員の方々や協力して下さるの方々のお力をお借りすることになると思いますが、よりよいインターネット社会をユーザー自身の手で作りに上げていくためにも、これまで通りのご支援・ご声援のほど、よろしくお願いいたします。

平成 21 年 4 月 10 日

MIAU 代表理事 小寺 信良
MIAU 代表理事 津田 大介

Ⅱ. 各事業に関する活動報告

平成 20 年度の事業期間に行った各事業活動に関して、ご報告いたします。

1. 著作権及び著作権法に関する事業

(1) ダウンロード違法化問題に対する活動

ダウンロード違法化問題については、平成 19 年末の緊急シンポジウムの開催に引き続き、各種媒体での執筆・意見発信を進めてまいりました。また、この問題を議論している文化庁の私的録音録画小委員会の場において、当団体の代表理事である津田が出席し、ユーザー側の意見を主張しつづけてきました。また、文化庁が実施した文化審議会著作権分科会の「法制小委員会平成 20 年度中間まとめ」に対する意見募集に対しても、他の改正案には賛成するものの、ダウンロード違法化に関する改正には反対であるとのパブリックコメントの提出等を行ってきました。

しかしながら、残念なことにこの問題については文化庁の強硬な姿勢を崩すことが出来ず、平成 21 年度の著作権法改正案に盛り込まれ、閣議決定され、国会で議論されることが決定しております。

MIAU では、今後、この問題に対して改めて反対の姿勢を打ち出すとともに、法案改正におけるロビー活動やフェアユース導入等の議論を通じながら、ユーザーの利便性を著しく損なうことがないようなかたち、修正を求める活動を行っていく所存です。

(2) 私的録音録画補償金問題に対する活動

私的録音録画補償金問題については、文化庁 私的録音録画小委員会での議論に当団体の代表理事である津田が出席し、ユーザー側の意見を主張しつづけてきました。

また、内閣官房 知的財産戦略推進本部が実施した「知的財産推進計画 2007」ならびに「知的財産推進計画 2008」の見直しに関する意見募集に対するパブリックコメントの中でも、本問題における対象範囲の安易な拡大に反対する意見を提示しました。

その後、実際の法改正案として提示された「Blu-ray Disc 関連機器及び媒体を補償金の対象に追加する改正」に対しても、そもそも論からの見直しを図るべきであるという趣旨のパブリックコメントを提出いたしました。

本問題については、現在のところメーカー側と権利者側との間で冷静な議論が行われておらず、また調整役たる文化庁もその役割を放棄しているかのように見えます。MIAU では、この問題を著作権法の枠組みでの議論から外し、メーカー側ならびに権利者側の当事者双方での契約に基づく解決を探るべきであるとの立場にたちながら、ユーザー側が不当な不利益を被らない解決策を模索・提案していく所存です。

(3) 著作権・著作隣接権の保護期間延長問題に対する活動

著作権・著作隣接権の保護期間延長問題については、文化庁が実施した文化審議会著作権分科会「過去の著

作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」に関する意見の募集に対し、反対のパブリックコメントを提出いたしました。また、本件については文化庁からパブリックコメント提出者に対して意識調査アンケートが行われるということもあり、MIAU 団体だけでなく、日頃 HP 等をご覧になっている方々に広くパブリックコメント提出を呼びかけるとともに、MIAU の各幹事や会員からもパブリックコメントの提出を行いました。

MIAU では今後も、この問題に対する議論の行方を見つつ、必要な提言活動を行っていくとともに、「著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム(通称:thinkC)」等の関連団体との連携を図っていく所存です。

(4) 政府の知的財産戦略全般に対する政策提言活動

上記の活動に加え、内閣官房に設置された知的財産戦略推進本部が実施した「知的財産推進計画2007」ならびに「知的財産推進計画2008」の見直しに関する意見募集に対し、それぞれ平成 20 年 4 月 3 日ならびに平成 21 年 3 月 25 日に、MIAU としてパブリックコメントを作成・提出いたしました。

また、内閣官房知的財産戦略本部、同「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」、および内閣官房知的財産戦略推進事務局に宛てて、平成 20 年 10 月 20 日に、「日本版フェアユース」導入の方向性への支持を表明するとともに権利者側とユーザー側とのバランスの取れた「フェア」な検討を要望する要望書を提出いたしました。

今後も、インターネットと深い関係のあるコンテンツや知的財産への政府の取り組みに対し、ユーザーとしての立場から積極的な意見提示や政策提案を行っていく所存です。

(5) その他の活動

デジタル・コンテンツ利用促進協議会が平成 21 年 1 月 9 日に公表した「会長・副会長試案」を受け、平成 21 年 2 月 10 日に MIAU としての見解をまとめ、同協会に意見として提出しました。またネット上のコンテンツ利用促進に向けた法制度のあり方について学ぶことを目的に、同協議会の事務局長でもある弁護士の岩倉正和先生(西村あさひ法律事務所パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士)をお呼びし、「デジタル・コンテンツの利用促進のための法制度等の検討について」という題目で平成 20 年 11 月 22 日に勉強会を開催しました。

今後ともこのような形で、各種業界団体や関連団体との議論や意見交換等を積極的に進めていく所存です。

2. ダビング 10 に関する事業

(1) 政策提言活動

平成 19 年度に実施したダビング10に関するシンポジウムに引き続き、MIAU としてダビング 10 に関する全面的な見直しを含む政策提言を、各パブリックコメントや意見表明等で行ってきました。具体的には、「知的財産推進計

画 2007」の見直しに対するパブリックコメント、「知的財産推進計画 2008」の見直しに対するパブリックコメントの中で言及しております。

この問題については、前述の私的録音録画補償金との関係も強く、今後も継続的な問題提起ならびに政策提言を続けていく所存です。

(2)ダビング 10 に関するユーザー意識調査の実施

平成 20 年4月から5月にかけて、私的録音録画小委員会にて、ハードディスクレコーダーや iPod 等を私的録音録画補償金の対象にしない場合、地上デジタルテレビ放送の録画方式である「ダビング 10」を実施しない、という意見を権利者団体が展開してきました。

MIAU ではこのことを受け、ダビング10と私的録音録画補償金に関してユーザー自身がどのように考えているかを把握するために、平成 20 年 5 月 18 日～31 日にかけて Web アンケートを実施しました。本アンケートについては、6000 件を超える回答をいただき、非常に貴重なアンケート結果を得ることが出来ました。ご回答いただいた厚く御礼申し上げます。

なお、回答の概要につきましては公式 HP で広く公開するとともに、各種権利者団体へユーザーの生の声として提示する等の活用を今後とも図っていく所存です。

3. インターネットの違法・有害情報対策に関する事業

(1) 青少年ネット規制法に対する活動

青少年ネット規制法に関しては、自民党ならびに民主党が法案の検討を始めた 4 月段階で、法案を独自に入手し、問題点の指摘を行うとともに、趣旨に賛同いただいた団体・個人(WIDE プロジェクト、多摩大学情報社会学研究所、NPO Arts and Law、有限会社マンダラネット、ロージナ茶会、CPSR/JAPAN の6団体ならびに、14 名の個人賛同者)と共同で、法案に反対する共同声明を平成 20 年 4 月 22 日に発表しました。

また、平成 20 年 5 月 1 日には、この共同声明を踏まえた緊急シンポジウム「青少年ネット規正法を考える」を開催し、告知から開催まで時間のない中で急遽行われたシンポジウムであったにも関わらず、非常に多くの方にご来場いただき、各種メディアでも取り上げられ、この問題を広く議論の場に引き出すことにつながりました。

これらの活動と、他の関連団体や関係者の方々のご尽力もあり、青少年ネット規制法については、民間の自主努力を促す形での法案化がなされました(平成 20 年 6 月 11 日付け)。

MIAU 自身もその後、総務省が主催する「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の親子の ICT メディアリテラシーWG に代表理事の小寺が構成員として選ばれ、WG の場でユーザー自身の取り組み事例や積極的な意見表明を行ってきました。

また、総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課で行われた「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終取りまとめ案に対する意見募集に際しても、これまでと同様の民間主導での取組を

支援すべきとの趣旨のパブリックコメントを提出しました。

本法案については、3年後の見直し規定が盛り込まれた上で2009年4月に施行されます。MIAUでは、3年後の見直しを見据えながら、安易な規制ではなく青少年のネットリテラシー教育に力をいれることを通じて、違法・有害情報対策を強化していくという視点から、今後もこの問題に関する活動を進めていく所存です。

(2) インターネットリテラシ読本「“ネット”とうまく付き合うために」の制作・配布

前述のシンポジウムでの議論を受けて、MIAUでは、ユーザー自身の手で青少年にわかりやすいインターネットの教科書を作るというプロジェクトを開始、MIAUメンバーの執筆により、平成20年9月7日にインターネットリテラシ読本「“ネット”とうまく付き合うために」をHP上で公開しました。

この読本に対しては、各方面から多くの反響をいただき、これまでで累計約12,000回ダウンロードされています。様々なメディアで取り上げられるだけでなく、北海道体験活動・ボランティア活動支援センターや、東京都内の高等学校教諭の情報共有MLで紹介される等、自治体や教育現場でも活用され、様々なご意見をいただくことが出来ました。

MIAUでは今後、関連する方々と協力しながら、このリテラシ読本の続編制作にとりかかるとともに、具体的な教材として使えるツール(プレゼン資料やFlashコンテンツ等)の制作も同時に進めていく所存です。

(3) 情報リテラシー教育全般に関わる諸活動

前述の読本配布を通し、様々な方とお話をする中で、東京都成徳大学中学校ならびに高等学校から、実際に読本を使った授業を実施させていただくことになり、MIAUからは、代表理事の小寺と理事の中川が講師として成徳大学中学校・高等学校に赴き、中学1年生を対象とした授業1コマと、高校1年生を対象にした授業1コマの計2コマの授業をモデルケースとして実施しました。授業に参加した生徒からの反応もよく、また新しい取り組みとして各種メディアにも多く取り上げられるとともに、今後のリテラシ読本や教材制作に対する非常に良いフィードバックをいただくことが出来ました。ご協力いただいた東京都成徳大学中学校ならびに高等学校、および関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

今後は、リテラシ教材の充実と平行しながら、それら教材を使ったこのような出張授業の実施や教師向けのモデル授業の実施といった活動も積極的に推進していく所存です。

また、前述の青少年ネット規正法の立法過程における議論を通じて、安心・安全なインターネット利用環境を利用者・産業界・教育関係者等が連携してつくりあげようという理念のもと「安心ネット作り促進協議会」が平成21年2月2日に設立されました。MIAUも、この協議会設立に当たっては、設立当初から特別会員として参加しており、設立記念シンポジウム(平成21年度4月3日開催)では、当団体の代表理事である小寺がパネリストの一人として登壇しております。MIAUも、すでいくつかの部会で実際の議論を行っておりますが、今後はこの協議会での議論や意見表明に加え、MIAUとしてのユーザー意見の吸い上げ等も合わせて行いながら、総合的なインターネットリテラシー

能力の向上を図る施策やインターネット利用環境整備の施策を検討していく所存です。

(5) その他の活動

違法・有害情報対策に関するその他の活動としては、行政機関だけでなく、実際に事業を行っている業界団体や社団法人等への意見提示も行ってきました。具体的には、平成 20 年 11 月に社団法人テレコムサービス協会が実施した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン案等」に対する意見募集に対し、MIAU としてパブリックコメントを提出いたしました。また、平成 21 年 3 月には、財団法人インターネット協会が実施した「ホットライン運用ガイドライン」等に対する意見募集に対して、具体的な問題提起を含むパブリックコメントを提出しました。これらの意見提示については、いくつかの項目について MIAU が指摘した点が受け入れられ、実際の修正につながりました。

今後も、広くインターネット・ユーザーに関連する団体の意見募集に対して積極的な働きかけを行っていく所存です。

4. その他インターネットユーザーが問題と考える政策課題に関する事業

(1) 薬のネット販売禁止条例に対する活動

平成 20 年 9 月より厚生労働省医薬食品局総務課が意見募集を行っていた「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」に対し、インターネットを通じた薬の通信販売に対し大きな不都合が生じるとの懸念から、平成 20 年 10 月に MIAU として反対のパブリックコメントを提出しました。

また、関連する 6 団体(医薬品ネット販売推進協議会、NPO 法人日本オンラインドラッグ協会、)らと協同で、平成 20 年 10 月 11 日付けで一般用医薬品のネットでの通信販売の継続を求める共同記者会見を実施しました。

本問題については、厚生労働省によって検討委員会が設けられ平成 21 年度も継続して議論が行われていくことから、関連する団体と協力しながら意見提案や諸活動を続けていく所存です。

(2) Google ストリートビューを巡る一連の議論に対する活動

平成 20 年 8 月 5 日に Google 社が公開した「Google ストリートビュー機能」は、便利で革新的なサービスであると評価する向きがある反面、肖像権やプライバシーといった人権の観点から、セキュリティ・防犯といった社会的な市民のリスクを憂慮する声まで、幅広い議論が巻き起こりました。

MIAU ではこのような議論をふまえ、ユーザー視点でこうした新しいウェブサービスについて考えていくべきとの立場から、様々な論点を整理していくためのシンポジウム「Google ストリートビュー“問題”を考える」を開催しました。各方面からの専門家においていただいで議論いただくとともに、50 名を超える方々にご来場いただき、各種メディア

にも取り上げられる大変好評なシンポジウムとなりました。ご登壇ならびにご参加いただいた皆様には厚く御礼申し上げます。

今後も、MIAU ではこのような先進的な Web サービスとそれを受容する社会のあり方について、様々な問題提起やシンポジウム・勉強会等を企画・開催していく所存です。

(3)月探査衛星 SELENE(通称「かぐや」)のハイビジョン映像公開に関する活動

当団体では、平成 19 年 3 月に NHK 様宛に「かぐや」のハイビジョン映像が何故公開されないのかという趣旨の質問状を送付しておりました。本件については平成 20 年 4 月に、NHK 様から丁寧なご回答をいただくとともに、その後ご検討いただいた結果、翌 5 月には 1280×720 ピクセルの高画質解像度でのインターネット公開を実施していただきました。

当団体の活動が今回の公開にあたってどれほど貢献できたかは分かりませんが、高画質映像が公開されたことを喜ばしく思うと同時に、インターネットによる提供に関して前向きに検討し、公開に踏み切って下さった NHK の皆様に感謝しております。ありがとうございました。また、NHK に先立って DVD 品質の映像をインターネット上で公開して下さった宇宙航空研究開発機構(JAXA)の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

5. 団体の認知度向上に関する事業

(1) 広報活動

当団体の活動周知を目的とした広報活動として、以下のような活動を行ってまいりました。

平成 20 年 6 月 28 日に行われたオープンソースカンファレンス2008 Hokkaido に MIAU ブースを出展し、これまでの活動概要の紹介を行いました。

平成 20 年 9 月 5 日には、当団体が 6 月に法人格を取得したことをご報告し、これまで支えてくださった皆様への感謝の意を表するとともに、今後の取り組みにご理解・ご協力をいただくための場として、MIAU 法人化記念パーティーを渋谷ロフトワークにて開催いたしました。50 名を超える方々にご参加いただき、また多くの方から多額の寄付をいただきました。改めて厚く御礼申し上げます。

また 8 月には、メディア各社の記者の方々との懇親会を設定する等の形で、MIAU の活動をより広い層に伝える努力を行ってきました。

一時中断していた livedoor でのコラム「眼光紙背」の連載については、1 月から連載が復活し、MIAU の活動を紹介するとともに幅広いインターネットユーザーに様々な情報提供を行うよう努力しております。

今後も MIAU では、記事・コラムの執筆やイベント開催、プレス向け発表会等を企画しながら、より多くの方々に MIAU の活動を伝えられるような広報活動を行っていく所存です。

(2) イベントの開催

今年度は、団体認知度向上ならびに問題提起や情報リテラシー向上を企図して、大規模なシンポジウムと小規模な定例勉強会を開催してきました。

平成 20 年 5 月 1 日には、青少年ネット規正法の問題点を指摘すべく、緊急シンポジウム「青少年ネット規正法を考える」を開催しました。告知から開催まで時間のない中で急遽行われたシンポジウムであったにもかかわらず、非常に多くの方にご来場いただくとともに、各種メディアでも取り上げられ、問題提起にふさわしいシンポジウムになりました。

また、平成 20 年 8 月 27 日には、MIAU 主催のシンポジウムとして「Google ストリートビュー“問題”を考える」を開催し、50 名余りの方々にお越しいただくとともに、各種メディアにも取り上げられ、その後の Google ストリートビューを巡る議論や報道において大きな反響をいただきました。

法人化以後は、定例的な勉強会を立ち上げました。10 月 30 日には、MIAU 第 1 回勉強会として、株式会社 livedoor の高橋 誠氏を講師に迎え、「ユーザーサポートの最前線から有害情報問題を考える」と題した勉強会を開催しました。11 月には、第 2 回目として岩倉正和先生(西村あさひ法律事務所パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士)をお招きし、「デジタル・コンテンツの利用促進のための法制度等の検討について」という題目での勉強会を開催しました。そして 2 月には、第 3 回目の勉強会として、クアルコムジャパンの小菅 祥之 氏を講師に迎え、「モバイル放送の新モデル ～MediaFLO～」と題した勉強会を開催しました。いずれの勉強会も 20 名前後の方にご出席いただき盛況な議論の場を持つことが出来ました。

MIAU では今後も、シンポジウムや勉強会といった形で、インターネットユーザーにとって有益となる様々な分野のイベント企画・開催を行っていく所存です。

(3) メールマガジンの発行

平成 19 年度より発行しているメールマガジン「MIAU ニュースレター」については、平成 20 年 4 月に編集長の交代があったものの、その後 Vol.4～Vol.15 まで、11 本のメールマガジンを発行し、読者の方にインターネット関連のニュースやコラム、MIAU 主催イベントの案内等を行ってきました。なお発行部数については、平成 20 年度を通して概ね 3000 部強で推移しております。

MIAU ニュースレターに関しては、今後も記事の充実を図っていくとともに、毎月ごとの定例的な発行を行えるよう編集体制を整えていく所存です。

Ⅲ. 会員及び組織に関する活動報告

1. 法人化に関する活動

当団体がより社会的責任を果たし、様々な問題にコミットしていくにはきちんとした法人格を取得すべきであるとの判断から、平成 20 年 6 月 25 日をもって任意団体であったインターネット先進ユーザーの会を解散し、新たに「無限責任中間法人 インターネット先進ユーザーの会」を設立する運びとなりました。またこれに合わせて、任意団体での幹事会による運営から、代表社員 2 名(小寺、津田)ならびに社員 1 名(中川)が意志決定を行うという体制に移行しました。

また、公益法人制度改革関連法の一つとして成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行及びこれに伴う中間法人法の廃止(平成 20 年 12 月 1 日)に合わせて、当団体も平成 21 年 4 月 1 日を目処に、一般社団法人へ移行する手続を行ってきました。合わせて、一般社団法人化を機会に、組織名称の見直しを行い、平成 21 年度 4 月 1 日からは「一般社団法人 インターネットユーザー協会」という名称で活動を行っていくこととなっております。なお、組織体制については変更はなく、代表理事 2 名(小寺、津田)、理事 1 名(中川)の体制で意志決定を行ってまいります。また今後は、一般社団法人化に伴う諸手続の増加を見越し、事務局機能の強化を図っていく所存です。

2. 有償会員制度の設立・運営

当団体は、任意団体として設立された後、協力会員各位の協力の下、基本的には手弁当で運営してまいりました。しかし、定収入に限られた中での活動にはどうしても限界がありました。シンポジウム等のイベントの定期的開催費用の捻出や、勉強会の開催等、当会の活動をより積極的に行うため、平成 20 年 6 月 25 日の法人格取得を契機に、個人向けの正会員と企業向けの法人賛助会員という、有償の会員制度を創設させていただきました。またこれに合わせて、既存の協力会員の位置づけ・協力会員規約を見直すとともに、有償会員向けの新しいサービス提供を開始いたしました。

なお平成 21 年 3 月 31 日時点における会員構成は、正会員 32 名、法人賛助会員 1 社、協力会員 21 名となっております。

MIAU では、今後ともこの会員制度をしっかりと運営していくと共に、有償会員に向けたサービスの充実と、会員からの意見の吸い上げ・運営参画の強化を図っていく所存です。

3. その他

平成 20 年 6 月 25 日付けで行われた「無限責任中間法人 インターネット先進ユーザーの会」の設立に合わせ、法人としての寄付金取扱規程、個人情報保護方針、個人情報取扱規程等の諸規定を策定いたしました。また、有償会員制度の設立に伴い、MIAU 正会員規約および MIAU 法人賛助会員規約の作成、MIAU 協力会員規約の見直しを実施いたしました。

IV. 付録

1. 本団体が平成 20 年度に提出したパブリックコメント等の一覧

(1)「知的財産推進計画2008」の見直しに関するパブリックコメント

提出先:内閣官房知的財産戦略推進事務局

提出日:平成 21 年 3 月 25 日

意見の概要(150 字以内)

知的戦略 2008 で提示している方向性については概ね賛同するが、本年度中に結論を得るとしながら進展の見られない施策が多く、実現強化に向けてのこ入れが必須と考える。また施策見直しに際しては、ユーザー自らが知財創出に関わる事例が増えつつある現状を踏まえ、ユーザーの参加・協働を視野に入れた検討を期待する。

以下に、「知的財産戦略2008」の見直しに際しての全体的な意見と、各論に対する意見とを分けて記載する。

全体意見

- 知財戦略2008で提示されている基本的な方向性については概ね賛同する。しかしながら、本年度中に結論を得るとしながらも実質的には進展が得られない施策がほとんどであり、すでに知的財産推進計画そのものが形骸化し始めている感は否めない。各担当省庁に対して、その実行責任を負わせるなど、実現強化へ向けてのこ入れが必要である。
- 世界最先端の情報通信基盤やデジタルコンテンツの創造・流通の環境下においては現在、製作者／ユーザーといった従来の区分が通用しないプロシューマーとも呼ばれる自ら創作・消費を行う先進的なユーザーが登場しつつある。彼らの活用をもっと視野に入れた施策の検討を期待する。
- オープンイノベーションという意味でも、産官学の連携だけでなく、ユーザーとの共創・協働から新しいイノベーションを生み出すことが重要。今後は、活発なユーザーの消費、協働、共創等を後押しする法制度や制度運用の議論を期待する。
- 特に知的財産の保護・活用には、慣習として認められてきたユーザーの利用を過度に制限することのない、柔軟な対応を求める。
- 知的財産施策ならびに人材教育にあたっては、知的財産戦略推進をトータルで推進する強力な機構が必要。現状では、私的録音録画補償金問題の議論やダビング10導入の議論で見られたように、総務省、文化庁、経産省などの諸省庁が各々のアプローチから知的財産に関する問題を取り扱うため、方針の行き違いや重複による弊害が見られる。

各論

重点編(p7~21)

I-2-(1). 情報アクセスの抜本的改善等によりオープン・イノベーションへの取組を強化する(p10)

- 基本的な方向性は支持。
- ここで示された取組が産業界に閉じることなく、広く一般ユーザー、コンシューマにまで解放されることを望む。

I-2-(2). デジタルコンテンツの創造・流通の好循環を形成し世界有数のコンテンツ産業を育成する(p11)

- 基本的な方向性は支持。
- デジタルコンテンツの創造・流通に関する新たな法制度の整備にあたっては、時代の変化を踏まえ、既存の既得権益に縛られない抜本的な改正を求める。
- 「一億総クリエイター時代に対応した」との記述があるが、一億総クリエイターとは、一億人をクリエイターにすることではなく、誰もがクリエイターになり得る「土壌」を作るのだという点を明確にする必要がある。また、独創性を持つに至るまでには、デッドコピーを超えるための教育、技術的なトレーニングが必要なプロセスであることにも留意した上で、創作活動への導線と流通・活用のサイクルを広げていくような施策や環境整備等に関する議論を期待する。

本編

第1章 知的財産の創造(p25～32)

- ユーザーサイドの取組やユーザー参加型でのイノベーション創出をも意識した、施策展開や環境整備を求める。

第2章 知的財産の保護(p33～61)

II-4-(1). インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する(p57)

- 海賊品等の販売業者の取り締まりに加え、消費者保護および救済の観点も盛り込むべきではないか。

II-4-(2). インターネット上の海賊行為への対策を強化する(p58)

- 違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みは、現実問題としていちごっこにならざるを得ない。どれほど取り締まりを強化しても、海外への対策等も含めれば対応は後手になってしまう。むしろ、海賊版よりも使い勝手の良い正規サービスの開発を促す等、新しいビジネスを創出するという面での取り組み強化を求める。
- 上記の視点からも、ユーザーがこれら違法コンテンツを積極的に求めているという性悪説を仮定した施策では、むしろユーザーの反発から逆効果を生む事が懸念される。ユーザーに対する教育や啓蒙にあたっては、性善説にたった施策の展開を求める。
- 「適法サイト識別マーク」のような手段は、国際的に整合した取り組みを行うことは非常に困難で多くの課題が残っており、一部の業界団体だけによる中途半端な施策の導入では、かえってユーザー側での混乱を生むだけである。利用ユーザー側の視点にたった施策の抜本的な見直しを求める。
- 例えば、現状「適法サイト識別マーク」と目されるエルマークは、商標として運用されており、社団法人日本レコード協会(RIAJ)等から許諾を得た音楽配信事業者であることを示す出所表示機能と、RIAJ等と契約した上でレコード音源等を配信していることを示す品質保証機能を有するのみであり、「適法サイトであること」を証明し

ているわけではない。したがって、エルマークを有しないサイトであっても適法音楽配信サイトが海外サイト等を含め多数存在する以上、「エルマークが表示されていないサイトは、違法サイトである」ということを立証するものではない。ユーザー側から見れば、まったく無意味な施策であると言わざるを得ない。

II-5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する(p59)

- 模倣品・海賊版に関する理解促進や啓蒙活動にあたっては、消費者が積極的にこれらを求めているという性悪説を想定した施策では、むしろ消費者の反発から逆効果を生む事が懸念される。消費者に対する教育や啓蒙にあたっては、性善説にたった施策の展開を求める。

第3章 知的財産の活用(p62~83)

I-1-(1). 様々な知的財産の融合によるイノベーション創出を促進する(p62)

- ユーザーサイドの取組やユーザー参加型でのイノベーション創出をも意識した、施策展開や環境整備を求める。

I-1-(5). 知的財産の円滑・公正な活用を促進する(p67)

- 基本的な方向性は支持。
- 現状の知財制度、排他的独占権の強固な著作権制度においては、消費者の側が比較的弱い立場に置かれやすい。米国におけるフェアユースのような法理を導入し、公共の福祉に反するような過度な権利濫用を抑止すべきである。

II-2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する(p74)

- 「既存の知財権制度の利用を前提に」とあるが、今後はフェアユースの導入等もにらんだ抜本的な制度改革を望む。
- また、ニコニコ動画における「ニコニコ・コモンズ」や pixiv における「pixiv コモンズ」などのように、プロシューマなCGMを扱う企業では、既存の著作権制度の枠組みを超えたライセンスやガイドライン策定等に苦心しているのが現状である。こういった問題を考慮し、対象企業へのヒアリングや基準となるガイドライン策定等の取り組みを期待する。

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり(p84~108)

I-1-(1). 動画配信ビジネスの成長を支援する(p84)

- 現状の議論を鑑みると、サービス事業者だけでなく、その利用ユーザーまでもが萎縮してしまうような議論が進んでいることに大きな危惧を感じる(ダウンロード違法化等)。もう一度、本方向性に立ち返り、これまでの既存制度の抜本的見直しを行うよう期待する。
- 「5地上デジタル放送に係るインフラ整備を促進する」に関しては、現在 EPG として放送されている番組情報を含むメタデータを、公開された情報であるという認識のもとに、広く一般に利用せしめるような方策を期待する。

I-1-(2). 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する(p85)

- 「新たなコンテンツの創作への寄与等を考慮しつつ、利用者からみたサービスの形態に応じた、権利関係の規

定の見直しや著作権隣接権の在り方の検討を 2008年度から開始する」とあるが、現状の議論では、利用者視点が抜け落ちている感が否めない。利用者側の声を最大限に取り入れた解決案の検討を求め る。

I-1-(3). デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する(p86)

- 「新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、ネット上の違法な利用に対する対策強化等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。」について、有効な議論・方向性が打ち出されるとは思えない。むしろ、新しい利用形態をいたずらに阻害する方向で議論が進んでいることに強い危惧を覚える。
- 「既存のメディアにとらわれない新規事業の創出など、デジタル・ネット時代に対応した新たなビジネスモデルの構築に向けた取組を支援する。」とあるが、放送局側には旧来のビジネスモデルに囚われた新たなビジネスモデルを阻害する動きが多い(録画ネット事件等)。一方司法ではカラオケ法理の安易な適用から脱却し、公平な視点で新しいビジネスの勃興を支持する動きも出てきている(ロクラク事件)。今後は適用される法を公平なものとするため、法律の抜本的改正や新しい枠組みの導入など、知的財産戦略本部の強いリーダーシップの発揮を期待する。

I-2-(1). 海外展開を促進する環境を整備する(p87)

- 各国間の著作権に対する規制強化の動き中で、我が国が積極的に海外に対する規制緩和を働き掛けるような動きは見られず、むしろ諸外国で行なわれた規制政策と同調し、強化する動きが見られる(著作権期間の延長等)のは遺憾である。我が国のコンテンツ頒布のため諸外国へのロビーイングを積極的に展開することまで視野に入れた骨太な施策を検討して欲しい。
- 児童ポルノ法に関連して、被害児童が存在しない芸術的表現や、マンガ・アニメなどについてまでも過剰な規制を求める動きがある。日本は諸外国と比べても児童への性的虐待が圧倒的に少なく、また社会的・文化的背景も欧米とは異なることを考慮し、児童保護の観点からは重視しつつも、表現活動へのブレーキとならないよう配慮する必要がある。

I-3-(1). コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する(p90)

- 「コンテンツの流通促進」「利用と保護のバランスに留意」「技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにする」との観点が述べられているが、これまでの取り組みは完全にユーザー不在であり、ダビング10の導入やエルマークといった取組については、ユーザー側からすればなんら評価に値しない。これらをもって「利用と保護のバランスに留意」と主張することは、ユーザー不在の制度設計の推進であるといわざるを得ない。今後、「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」の試案や、「コンテンツ学会」のネット利用調整制度といった試策を参考に、早期に具体的かつ抜本的な施策の検討を求めらる。

I-3-(2). 市場の透明性を確保し、取引機会を拡大する(p93)

- 「4弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する」において「消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化

に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。」とあるが、なんら取組実績が見られない。この施策に対する早急な措置を求める。

I-3-(4). 国立国会図書館のデジタルアーカイブ化と図書館資料の利用をすすめる(p95)

- デジタル化に関してもなんら具体的取組実績は見られず、むしろ諸外国に先行されているのが実情である(Google Book Search 等)。知的財産戦略本部の強いリーダーシップの発揮を期待する。

I-4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する(p95～99)

- コンテンツ創作活動を支える環境整備に向けた取組、ならびに人材育成等に関する取組については、一定の評価に値する。
- しかし、「(2)コンテンツの創作を支える技術開発を促進する」「(3)一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する」といった施策については、具体的な議論や方向性が見えておらず、ユーザー自身が新たなクリエイターとなる新しい創作環境時代に追いついた対応が出来ていない。この点について、抜本的な環境整備や法改正等、知的財産戦略本部の強いリーダーシップの発揮を期待する。

第5章 人材の育成と国民意識の向上(p109～118)

- 知的財産施策ならびに人材教育にあたっては、知的財産戦略推進をトータルで推進する強力な機構が必要である。私的録音録画補償金問題の議論やダビング10導入の議論で見られたような、総務省、文化庁、経産省などの諸省庁が各々のアプローチから知的財産に関する問題を取り扱うことによる弊害を防ぐ意味でも、現体制や法体系の抜本的な見直しも視野に入れた取組を期待する。

(2)「Blu-ray Disc関連機器及び媒体を補償金の対象に追加する著作権法改正」に関するパブリックコメント

提出先:文化庁長官官房著作権課

提出日:平成21年3月4日

意見の概要

- 補償金の対象範囲などについては、今回のブルーレイに対するものだけでなく、今後も家電メーカーと権利者団体で意見の対立が見られると思うが、すでに文化庁にはその調整・裁定能力はない。
- 法律上は消費者が負担するとされている補償金だが、家電メーカー側は実質的に自分たちが支払っているものと公言して憚らない。また補償金に対するに認知度調査および認知に対する取り組みも、積極的に行なわれていない。したがって補償金の支払い実態は、すでに法の定めるところから乖離している。
- これらのことから判断して、補償金の規定を著作権法から外し、純粋に家電メーカーと権利者団体との契約上の取引とすべきである。また補償金の負担者を消費者ではなく、家電メーカーとすることで、二業者間のビジネススキームによる速やかな決着を促進すべきである。

意見の全文

録音・録画補償金のあり方につきましては、07 年末に文化庁は「20xx 年モデル」として、DRM の発達と普及に伴って補償金制度を廃止するというビジョンを打ち出しております。しかしながら現実の著作権法改正においては、DRM の普及や補償金制度の廃止にむけての具体的な政策は採られておりません。

昨年終了した私的録音録画小委員会でも、補償金の負担者である消費者代表の意見はほとんど顧みられることもなく、また DRM と補償金 のバランスに関して結論が出るわけでもなく終了となりました。文化庁では今後も引き続き個別に調整をしてゆくとの意向を示しておりますが、国民が負担する 補償金の調整を非公式の場で調整するという手法に対して、消費者としては深い疑念を抱かざるを得ません。また権利者団体の一部からは、今年 2 月 5 日の会見 において、すでに文化庁の「20xx 年モデル」は破棄されたものと見なすといった趣旨の意見も、公式の場で発言されております。

一方補償金の支払いに関しては、企業が実質的な負担者である旨の発言もなされています。実際に DVD-R など の記録メディアでは、CPRM 対応であるかどうかでは価格差が存在せず、本来消費者負担であるはずの補償金制度の実態が、法制度からすでに乖離しているというのが実情です。さらに制度の存在に関しては、私的録音補償金管理協会および私的録画補償金管理協会は、国民に広く補償金への理解や周知を求める活動を行なう責務があると考えられますが、近年補償金の認知度調査そのものが実施されておらず、活動による周知の広がりを観測することができません。

補償金制度は、本来決められた制度からはすでに乖離した、消費者不在の運用実態であると言えます。また私的録音録画小委員会の事実上 の失敗により、文化庁には権利者団体と企業間の調整能力がないと判断するのが妥当であると考えられます。これらのことから考えて、補償金制度は速やかに著作権法から切り離し、権利者団体と企業間での契約モデルに基づいた補償システムへと転換すべきであると考えます。また補償金の負担者に関しては、今後はこれまでの運用実態に合わせ、消費者負担ではなく企業負担とすることで、より早期かつ円滑な決着を促進すべきであります。

(3)「ホットライン運用ガイドライン改定案」に対するパブリックコメント

提出先:財団法人インターネット協会

提出日:平成 21 年 3 月 1 日

意見 1.「公序良俗に反する情報であるか否かの判断基準」への「硫化水素ガスの製造」の追加について

今般の硫化水素ガス製造による自殺誘引や第三者被害の問題は、個別事例において深刻な問題を引き起こしており、総論として本項目の追加自体はやむを えないと考える。しかし、ガイドライン改定案では、対象情報の限定が不十分であり、必要以上に広汎な情報を対象情報としてしまうと考え、修正を求める。

硫化水素ガスは石油精製の副生物として工業的に製造され、そのほか工業的利用を目的とした純度の高いものも別の方法で製造されている。また、実験室 製法は学校の教科書レベルの情報でもある。「学術目的である」かどうかにかかわらず、正当業務としての製造が少なからず存在するものであり、それらの記述 と誘引表現が一体となっているからといって、それらをすべて公序良俗に反するとするのは問題である。さらに、鶏卵をかた茹でするなどの健康被

害が考えられないほどの微量の硫化水素を発生させることを誘引する情報も、公序良俗に反するとするのは問題である。

現実の問題は、正当業務としての製造ではなく、一般市民が容易に購入できる日用品や一般医薬品などを用いて健康被害を起さる水準での硫化水素を発生させるような不適切な製造方法と誘引表現の組み合わせであり、判断基準もそれを考慮したものとするべきである。

従って、改定案において

「なお、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるものは該当しない。」

としている部分について、

「なお、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるもの、工業的製法など一般には実現困難と判断されるもの、現実的な被害をもたらすとは考えられない程度と判断されるものは該当しない。」

とするべきである。

意見 2.「公序良俗に反する情報に関する対応依頼書」の改訂について

現行「あなたに対して利用者との間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応を依頼します。」であるところ、改訂案では「あなたに対して当該情報 について削除等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取り決め等に基づく対応を依頼します。」と、「削除等の自主的対応や」が追加されている が、削除はサーバ上のデータの消去となり、通常は回復できないものであることから、情報発信者の管理者に対する異議申し立てなどの可能性を考慮した場合、ホットラインセンターが依頼するものとしては不適切であるとする。この点、「違法情報に関する送信防止措置依頼書」では、「当該情報の送信を防止する措置」となっており、情報そのものの削除を直接求めるものとはなっていない。

従って、「削除等の自主的対応や」について「送信を防止する措置等の自主的対応や」に修正するべきである。

(4) デジタル・コンテンツ利用促進協議会「会長・副会長試案」に対するパブリックコメント

提出先: デジタル・コンテンツ利用促進協議会 事務局

提出日: 平成 21 年 2 月 10 日

意見の概要

- 現行著作権法スキームの欠陥を埋めていこうとする試みには大いに賛同する。
- 原権利者の別段の意思表示に関するメルクマールについては、特別多数の賛成が望ましい。
- コンテンツ ID 管理については、オープン性を確保したデータベースの運用を図るべきである。
- 対象コンテンツの権利侵害に関する免責には賛同するが、善意無重過失の推定に関しては仔細な根拠を明示すべきである。
- 合理的な方法に基づいて算定された公正な価格をもって申込みを行った者に対する応諾義務はあるべきだが、

不調に終わった場合の裁判所による価格決定条項等を盛り込むべきである。

- フェア・ユース規定を盛り込む点は大いに賛成するが、その要件に関して検討がなされていない段階では判断が付きかねる。

意見の全文

項目 1.「本試案の背景・目的と骨子」について

従来、コンテンツの権利者を保護し、その一方でコンテンツの流通や利用を促進するという、ある側面では相反するはずの法的役割は、著作権が一手に引き受け てきました。しかし、特にインターネット上を駆け巡るデジタルコンテンツの扱いに関しては、現行の著作権制度は必ずしもうまく機能しておらず、所々ではこ ろびが生じてしまっているという点については、私たちも認識を同じくしています。

また、インターネットをはじめとする近年の技術革新とその一般への普及は、著作権における権利保護と流通・利用促進のデリケートなバランスを突き崩し、結 果として権利者とユーザーの間に大きな溝を生むことになりましたが、これは、コンテンツ立国を目指す我が国の今後にとっても、大変好ましくない事態です。この点に関する認識も、本試案に提示されている通りであると考えます。

そうした事態に対して日本の社会状況を鑑み、個別具体的な契約や労使交渉等ではなく、法制度を整えることによって、現行著作権法スキームの欠陥を埋めていこうとする試みには大いに賛同するところです。

項目 2.「デジタル・コンテンツの利用に関する権利の集中化」について

5 頁にあります権利集中化要件の原権利者の別段の意思表示に関するメルクマールについては、他の法令でもあげやすく、かつ、不利益を受ける者に対する配慮もある程度なされていると主張しうる特別多数の賛成が望ましいと思われれます。

「一人でも別段の意思表示なら特別法適用なし」または「すべての原権利者」としてしまうと、本試案の趣旨を空文化すると同義になってしまうでしょう。印象 としてですが、過半数は若干乱暴な気がしますし、「いずれかの主要な原権利者とする」とするのは要件が曖昧であるとの批判を免れないでしょう。

項目 3.「対象コンテンツの権利情報の明確化及びその効果」について

6 頁においては、権利情報の明確化につき、法定事業者が権利情報を一定の機関(以下、試案に従って「コンテンツ ID 管理事業者」と呼ぶ)に登録し、コンテンツ ID 管理事業者は登録した情報を電磁的方法により公示するということが検討されています。

このコンテンツ ID 管理事業者は届出制であることが例示され、少なくとも独占や寡占としない制度設計が想定されているように思われますが、登録された権利情報を集積するデータの仕様やデータベースの運用については特に言及がありません。

私たちはこの点について、データベースのオープン性が保たれるよう、ID の仕様の標準化を行うこと、データベースが相互に連携しあえるよう相互接続性を担保すること等をも、謳うべきであると考えます。

7 頁から 8 頁にかけて示されている、登録された対象コンテンツについて権利侵害について利用者、コンテンツ・

ライセンス事業者及び法定事業者が善意・無重過失の場合には、現権利者は差止請求できず、また、人格権等に基づく異議申し立てについても一定の場合には免責されるとの規定については、利用者等のリスク軽減という意味で大変重要な提案であり、大いに賛同したいと思います。

しかし、登録された対象コンテンツについては利用者等の善意・無重過失が推定されると規定することは、一般に表見法理は善意無過失が主流である以上、行き過ぎの感は否めません。無重過失の推定を規定するのであれば、何らかの法的構成や別途の説明が必要とされるのではないのでしょうか。

この点について、善意・無重過失推定案について根拠の説明がされていません。この点を明示してからでないと、善意・無重過失推定案と善意・無過失推定案のどちらがよりコンテンツの流通や利用を促進するという趣旨に沿うか判断がつかねるように思われます。

項目 4.「対象コンテンツの適正な利用と原権利者への適正な還元に向けた仕組み」について

8 頁の法定事業者が負う義務については、A 案において応諾義務を認め、B 案においては法的義務でなく経済的合理性に委ねるとことが提示されています。

A 案においては、著作物の多様性からして「合理的条件」が万人の理解を得られるものにならないのではないかという批判がありえ、B 案ですと、そもそも経済的合理性の形成に失敗しているから現在の状態があるのだという批判がありえると思われます。

この 2 案については判断は難しいものの、デジタル・コンテンツの流通促進という趣旨を貫徹するのであれば、既存の権利者のサボタージュを減らすために A 案に近い形で規定することが望ましいと考えます。その場合、調整が付かなかった場合における裁判所の価格決定条項を付ける等の手当て組み合わせますと、公正な価格決定のプロセスを担保しやすいと考えられます。

項目 5.「デジタル・コンテンツの特性に応じたフェア・ユース規定」について

フェア・ユース規定を本試案の提示する特別法において設けることには大いに賛成します。

しかし、一定の要件の下でフェアユースとして認めるべきとしている点は賛同したとしても、その要件に関して検討がなされていない段階では判断が付きかねます。

したがって、デジタル・コンテンツの特性に応じたフェア・ユース規定の詳細が決定した段階で、再度パブリックコメントを募集されることを希望します。

(5)「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終とりまとめ(案)に対するパブリックコメント

提出先:総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課

提出日:平成 20 年 12 月 17 日

1. 本報告書案に対する全体的な意見と本意見の概要

本報告書は、違法・有害情報への対策を考えるにあたって、(1)民間での自主的な取組を網羅的かつ前向きに評価し、

(2)表現の自由に対して悪影響を及ぼさないよう考慮し、(3)不必要な規制をすべきではない、というものになっており、わたしたちはその方向性を肯定的に評価しています。

また、メディアリテラシー教育を柱とする「安心ネットづくり」促進プログラムの枠組みを、違法・有害情報対策とすることにも、基本的に賛成します。

一方で、違法・有害情報のうち「有害情報」については、違法情報とは異なり、その基準や定義が著しく不明確であることから、本枠組みでの対象を違法情報に限定するか、少なくとも、対象となる「有害情報」の具体的な項目および詳細を定義することで、明確化を図る必要があると考えます。

また、児童ポルノ対策については、過剰な規制論が述べられている箇所が目立ち、その技術的な対応としても、生活インフラとしてのインターネットに根本的な悪影響を与える内容になっています。特に「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」としてのブロッキングは、個々のインターネットユーザーのアクセス権や通信の秘密を侵害するものとして反対します。いたずらな法改正ではなく、現行法できちんと対応するべきであると考えます。

以下、具体的な箇所についての意見を記載します。

2. 「安心を実現する基本的枠組みの整理」について

(1) 「安心ネット利用のための基本法制の整備等」

規制を目的とする立法ではなく、民間による自主的な取組を対策の中心とする本報告書案の基本的な方向性(46 ページ)に賛同します。ただし、現在の自主的な取組を評価しそれを推進するにあたって、以下の点に注意すべきであると考えます。

(ア) Web 上のサーバやサービスは、事業者のみではなく個人が運営する場合がありますが、現在の自主的取組の枠組みの対象には、これらが区別されず、個人でサーバを運営するような事例までもが含まれてしまっています。しかし、個人に対して事業者と同様の義務を課すのは現実的ではありません。

(イ) 現行法制の下では、違法有害情報対策として、十分なコストのかけられない事業者ほど、安易に萎縮して、本来的に不必要であるはずのユーザーコンテンツの削除などを行ってしまう傾向がみられます。プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大(31 ページ以降)や、インセンティブの付与といった取組を行う際には、対象となる「違法・有害情報」の明確な定義にもとづく厳密な運用が必要であると考えます。今後の「自主的取組」の結果として、萎縮した事業者による過度な対応や情報カスケードを引き起してはならないと考えます。

また、不適切管理に対する責任追及の容易化については、以下の点を懸念します。

(ウ) 現在、インターネット ホットラインセンターが違法情報に該当する内容の判断対象を公表していますが、ホットラインセンターと判断の線引きが異なると「不適切管理」認定される可能性がある点が問題になりえます。特に最近では警察庁からホットラインセンターに対して違法情報となる内容について「意見」を提出していることから、国家による間接規制になるのではないかと懸念も生じています。適切管理の判断要素は、報告書 40 ページ以降で公開されていますが、違法情報に該当する内容の判断対象は、何らかの意味で透明性を担保した

(たとえば事業者や一般ネットユーザーに対して説明責任を果たした)1つ以上の主体が公開することが望ましいと考えます。少なくとも、インターネットホットラインセンターの基準を唯一的な判断基準として、積極的な有責性を決定づけるために用いることは、適切ではないと考えます。

またホットラインセンターは、警察庁からの業務委託で運営されているという経緯から考えると、憲法上の疑義を回避するために、違法・有害情報全般ではなく、違法情報に特化した活動に限定するのが妥当であろうと考えます。すなわち、ホットラインセンターの業務は、警察と綿密に連携し、違法な情報発信者の確実な検挙への協力、及びそれに付随した違法情報拡散の防止に注力すべきであると考えます。

(エ) 不適切管理に対する責任の追及というのは、本質的には不作為犯に該当する行為を積極的に処罰するものであるということを意識し、積極的な行為要件を付加するなどして、他の諸法規との間でバランスを失うことのないよう、慎重に検討する必要があると考えます。

(2) 「国際連携推進のための枠組みの構築」

48 ページ(b)の「国際的整合性の実現」に関してですが、何が違法・有害情報かという考え方は、国毎に文化的な背景や、政治・宗教関連の考え方によって、大きく異なるものです。国際連携を推進する上では、そういった各国間の文化的・政治的な違いを配慮し、同時に我が国の文化や宗教観も等しく守っていくことを意識する必要があると考えます。

51 ページ以降にあるように、我が国主導で国際的な取組の実現に向けて働きかける場合も、他国文化への配慮の欠如や表現の自由の侵害などが起こらぬよう、各国間において共通認識をもつことが出来る限定的な範囲に、情報を絞り込んだ上での取組が必要であると考えます。

53 ページで言及されているとおり、有害情報については、政治・文化・宗教等の違いが大きく影響するものですから、国際的な連携は、技術的な側面に限定されるべきではないかという考えに賛成します。

(3) 「様々な連携の推進」

55 ページにある「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」のような、産官民の交流を推進する基本的な枠組みを設けることには賛成します。また、これに関して、フィルタリングや情報規制対応の実際においては、行政や業界団体だけでなく、これまで以上に広くユーザー側からの意見の吸い上げが行われることを期待します。同時に、官民実務家ラウンドテーブルで共有される取組などの情報は、積極的に公開していくことが求められると考えます。

地方公共団体との連携においては、地域の独自性を維持する一方で効率性や内容の統一性を図る必要があることから、各種民間団体が行っている教育プログラムや教材開発の相互利用や情報共有を強化する取組が期待されます。利用者観点からは、たとえば自治体規制のディレクトリサービスを作るなどが考えられます。

この観点では、「東京都や長野県のように、条例による対応よりも利用者啓発活動を積極的に行っている事例を参考にし、地方公共団体の個性を生かした啓発事業法を違法・有害情報対策として強化していく方向性が重要である」という意見に、積極的に賛成します。逆に、規制そのものの連携はすべきでなく、特に上乗せ規制の連携のための抜け道として使われるべきではありません。

3. 「民間における自主的取組の促進」について

(1) 「違法・有害情報対策の推進」

80 ページ以降にある、事業者間での自主憲章を定める「e-ネットづくり」宣言(仮称)で示された、基本的な取組の方向性には賛成します。そして、「e-ネットづくり」宣言でのガイドラインづくりやオペレーションマニュアル作成においては、同ページにある通り、事業者間だけでの閉じた取組では不十分なものになる可能性があります。ユーザー団体や消費者団体の参加、相談窓口の一般への開放といった、開かれた取組が期待されます。

85 ページから 86 ページにある、オペレーションガイドラインの作成に関しては、実際の違法・有害情報対策の現場において最も求められるであろうことは、何が「違法・有害か」という判断基準において、グレーな領域を残さないことであろうと考えます。サービスの利用者の観点からも、ここまでは黒である、それ以外については白なのであるから求めない、というシンプルな原則に基づいた運用が求められます。

特に「有害情報」と言われている情報については、定義や対象が不明確であり、現状の枠組みのまま推進することは、表現の自由や通信の秘密のいたずらな侵害に繋がります。最低限、具体的な内容や項目を限定列挙することが必要であると考えます。

65 ページでは「サーバ管理者等は契約約款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等の対応を行うことが求められる」と、あたかも法的な根拠のある対応を求められているかのように記載されており、不適切であると考えます。本報告書として記載するのであれば、あくまでこれらを当業者に「期待する」ととどめるべきものと考えます。

また、65 ページに、秋葉原無差別殺傷事件についての言及がありますが、この事件に際して行われたネット上の書き込みは、それ自体が公序良俗に反する情報ではないため、公序良俗の反する書き込みの例として、対策の必要性を煽るかのような言及は不適切であり、報告書から削除すべきであると考えます。

76 ページでは、ホットラインセンターと事業者の間で有害情報についての判断基準が一致しない場合について言及されていますが、2. (1)でも指摘したとおり、ホットラインセンターの取組を基準とするかのように位置づけることは好ましくないと考えます。この意味で、注 89 の「有害情報についてはホットラインセンターの取組のみで進めていくことについては慎重に考えるべきである」は、現報告書案では単なる注として記載されていますが、本文に記載すべき重要な指摘であると考えます。

(2) 「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」

91 ページ『2007 年に内閣府が対面で行った調査によれば、児童ポルノの単純保持について「規制すべき」「どちらかといえば規制すべき」との意見が計 90.9%に達しており』についてですが、当該調査の質問票は誘導的な内容であり、信頼に欠けるのではないかと考えます。

1) 現在の児童ポルノに対する取組

93 ページ「フィルタリング以外の閲覧防止策としては、検索エンジンを提供するプロバイダの画像検索におけるーフサーチの機能がある。」の箇所は、ーフサーチ機能における除外対象が児童ポルノに限定されておらず、またすべての児童ポルノを現実的に除外できているわけでもないことを強調する必要があると考えます(詳細は後述)。

2)海外における児童ポルノ対策の現状

94 ページ(a)「諸外国における児童ポルノの定義」について、表の内容が不完全であると考えます。わが国における規制との比較という意味では、わが国の定義についても記載すべきです。また、児童ポルノの定義は法律の条文上だけでは曖昧な部分が存在することもあり、より詳細なガイドラインが存在する場合があります。

たとえば、米国フロリダ州法執行省のコンピュータ犯罪センターによれば、

Many websites appear to contain child pornography, but in reality contain "Child Erotica"(i.e. children photographed nude or partially nude posed in a manner that does not meet the criteria for sexual conduct, see below). Child Erotica is not illegal.

(<http://www.fdle.state.fl.us/FC3/childpornography.html>)

とのことです。

また、英国の場合、Sentencing Guidelines CouncilのSexual Offences Act 2003 についてのガイドライン (http://www.sentencing-guidelines.gov.uk/docs/82083-COI-SCG_final.pdf)の 109 ページによれば、以下のものが児童ポルノにあてはまるとされています。

Level 1	Images depicting erotic posing with no sexual activity
Level 2	Non-penetrative sexual activity between children, or solo masturbation by a child
Level 3	Non-penetrative sexual activity between adults and children
Level 4	Penetrative sexual activity involving a child or children, or both children and adults
Level 5	Sadism or penetration of, or by, an animal

これについて「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」でDr. Ethel Quayle が発表した "Child Pornography and Sexual Exploitation of Children online"

(http://www.iiicongressomundial.net/congresso/arquivos/thematic_paper_ictpsy_eng.pdf)によれば、上記のガイドラインはアイルランドのCOPINEプロジェクトが定めたCOPINEスケール (Taylor, M., Holland, G., and Quayle, E. Typology of Paedophile Picture Collections. The Police Journal, 74 (2), 2001, 97-107

(<http://www.copine.ie/attachments/typology.pdf>)に由来するものです。具体的には以下のものです。

Level 1: Indicative.	<hr/> Non-erotic and non-sexualized picture showing children in their underwear, swimming costumes, etc. from either commercial sources or family albums; pictures of children playing in normal settings, in which the context or organization of pictures by the collector indicates inappropriateness. <hr/>
Level 2: Nudist.	<hr/> Pictures of naked or semi-naked children in appropriate nudist settings, and from legitimate sources. <hr/>
Level 3: Erotica.	<hr/> Surreptitiously taken photographs of children in play areas or other safe environments showing either underwear or varying degrees of nakedness. <hr/>
Level 4: Posing.	<hr/> Deliberately posed pictures of children fully, partially clothed or naked (where the amount, context and organization suggest sexual interest). <hr/>
Level 5: Erotic Posing.	<hr/> Deliberately posed pictures of fully, partially clothed or naked children in sexualized or provocative poses. <hr/>
Level 6: Explicit Erotic Posing.	<hr/> Emphasizing genital areas where the child is either naked, partially or fully clothed. <hr/>
Level 7: Explicit Sexual Activity.	<hr/> Involves touching, mutual and self-masturbation, oral sex and intercourse by child, not involving an adult. <hr/>
Level 8: Assault.	<hr/> Pictures of children being subject to a sexual assault, involving digital touching, involving an adult. <hr/>
Level 9: Gross Assault.	<hr/> Grossly obscene pictures of sexual assault, involving penetrative sex, masturbation or oral sex involving an adult. <hr/>

a. Pictures showing a child being tied, bound, beaten, whipped or otherwise subject to something that implies pain.

Level 10: Sadistic/Bestiality.

b. Pictures where an animal is involved in some form of sexual behaviour with a child.

これらのうち、レベル 1~4(Indicative, Nudist, Erotica, Posing) は児童ポルノとしなかったというのが英国の判断です。このように、例示された諸国での児童ポルノ定義では、わが国の児童買春・児童ポルノ禁止法第二条 3 項三号に定義される「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの」のすべてが必ずしも児童ポルノと定義されているわけではないことを報告書の上で明確にしておく必要があると考えます。

また、報告書の表の法令が最新のものでない部分についての指摘を次に行います。

英国については、“Criminal Justice and Immigration Act 2008”

(http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2008/ukpga_20080004_en_1) の 69 条、70 条で定義の拡大が行われており、従来の写真に加えて、トレース画などの由来物が含まれることになりました。この部分は 2008 年 7 月に施行されています。(<http://www.justice.gov.uk/publications/criminal-justice-act-implementation.htm>)

独国については、根拠法について刑法典第 184c 条を追加しサイバー犯罪条約を除くべきです(刑法典の改正で批准可能になったにすぎない)。刑法典 184b 条は従来どおり 14 歳未満(kinderpornographischer Schriften)であり、これと別に第 184c 条において 14 歳以上 17 歳未満(jugendpornographischer Schriften) を新たに対象としています(改正は 8 月に成立し 11 月 5 日に施行)。ブロック等とは直接の関係はありませんが、jugendpornographischer Schriften では 18 歳未満の人物が被写体の人物からの同意により譲渡され所持することは処罰対象外となっています。

95 ページの最後の段落ではブロックの紹介が行われていますが、単に児童ポルノが悪いということを越えて、「児童ポルノ単純所持違反からユーザーを護るための自主規制」としてブロックを位置付けることで、北欧やイギリスでのブロックが正当化されているという点が欠けているのではないのでしょうか。当該事実について記載することを提案します。

3)「今後とりうる手法」

検討された「DNS ポイズニング方式」及び「ハイブリッドフィルタリング方式」は、両者とも通信のエンドユーザに見えない部分で通信内容に介入する手法であり、インターネットのエンド to エンドの原則を崩そうとするものです。こうした手法は、理念的に不適切だといわざるを得ません。また、技術的な実現性にも問題があると考えられます。

1. DNS フィルタリングは、自律・分散・協調といった優れた分散コンピューティングの特徴を持つ DNS の利点を損なうものです。運用形態として個々の利用者や利用組織の自律的な DNS 運用から接続 ISP に依存した運用形態へと変更を迫るものであり、さらに数々のフィッシング対策や DNSSEC などといった、安全な名前解決の実現のための真摯な技術開発及び運用努力といった取り組みとも逆行しており、全く現実的ではありません。
2. ハイブリッドフィルタリングは、ISP の自律的なルーティング情報に意図的に大きな改変を加え、さらに透過的な URL フィルタをインターネットのトラフィックにかけることから、これもインターネットの自律性・分散性・協調性

を破壊するものであるといえます。また、挙げられている問題点以外に、経路数の増加によりルータへの負荷が大きく増大することも予想され、ISP など事業者の負担は一層大きくなるものと想像されます。

インターネットの優れた特徴を破壊するこうした取り組みは、インターネットを本質的な意味で「安心・安全」にしないばかりか、一元的な管理が容易にできるネットワークへと変質させてしまう可能性を持つものであり、極めて危険であると考えます。

(a) DNS ポイズニング方式

96 ページの「ユーザーがウェブページにアクセスしようとする場合、まず、ISP の DNS サーバに目的のウェブページのドメイン名に対応する IP アドレスを問い合わせ、DNS サーバから返ってきた IP アドレスによって目的のウェブページにアクセスすることになる(この仕組みを「名前解決」という。)」

は次のように改めるべきです。

「ユーザーがウェブページにアクセスしようとする場合、まず、DNS のキャッシュサーバに目的のウェブページのドメイン名に対応する IP アドレスを問い合わせ、当該キャッシュサーバから返ってきた IP アドレスによって目的のウェブページにアクセスすることになる(この仕組みを「名前解決」という。)。家庭の個人向け ISP の利用者や、無線 LAN などのモバイル ISP の利用者は、自身で DNS のキャッシュサーバを用意せず ISP の提供する DNS のキャッシュサーバを利用することが多く、個人向け ISP やモバイル ISP のサービスもそれを前提とした接続情報を提供している。」

97 ページの「また、DNS サーバで名前解決する際にブロックするものであるため、ユーザーが直に IP アドレスを入力したり、ISP ではない外部の DNS サーバで名前解決したりして、ISP の DNS サーバを経由することなく児童ポルノサイトにアクセスすればブロッキングを回避でき、仕組みとして脆弱な面がある。」

は、次のように改めるべきです。

「また、キャッシュサーバで名前解決する際にブロックするものであるため、ユーザーが直に IP アドレスを入力したり、ISP ではない外部のキャッシュサーバで名前解決したりして、ISP のキャッシュサーバを利用することなく児童ポルノサイトにアクセスすればブロッキングを回避できる。また、そもそも、SOHO や企業では自ネットワーク内に DNS のキャッシュサーバを設けて ISP のキャッシュサーバに依存しないことは珍しいことではなく、むしろ通常の運用である。さらに家庭においてもブロードバンド化やホームサーバなどの常時通電のネットワーク機器が増えることで、キャッシュサーバを自ネットワーク内に設ける場合も珍しくなく、抑止効果はフィルタリングと大差ないと考えられる。」

そのほか、97 ページ中の「DNS サーバ」は「DNS のキャッシュサーバ」「キャッシュサーバ」などに置き換えられるべきです。

(b) ハイブリッドフィルタリング方式」について

98 ページの「他方、DNS ポイズニング方式に比べて中継する ISP の通信設備への負荷が大きく、通信速度の低下やシステムの障害を生ずる危険性が高まり、これを避けようとするれば相応の設備投資を要することになるため、実施にあたっての負担が大きくなる。」

に、次の内容を追加することを提案します。

「具体的には、第1段階のフィルタとして行うISPルータへの経路情報の追加によりルータへの負荷が大きく増大することも予想されるほか、第2段階のURLフィルターが大規模サービスの特定のURLに適用される場合、過負荷による顕著な障害の発生が予測される。さらに、第2段階のURLフィルターの実装方法によって、多くのユーザーのウェブアクセスがサーバー側からみて特定少数のIPアドレスに集約されて見えることがあることから、全体としては問題のない大規模CGMサービスの特定の画像等がブロッキングの対象になる場合に、サービス側の荒らし対策やSPAM対策としてのIPアドレス制限やプロキシサーバー制限と衝突し、多くのユーザーからサービス利用上の不具合として問題が可視化する危険性もある。実際にイギリスにおいてIWFが2008年12月にWikipedia英語版の特定のページをブロック対象とした(イギリスと米国の児童ポルノの定義の違いからこの措置はとられた)とき、中継するISPでの通信速度の低下が顕著に観察されたほか、Wikipedia側の荒らし対策との問題で多くのイギリスのユーザーがWikipediaにログインしない状態でのコンテンツ編集が不可能となり、英語圏で大きなニュースとなった。IWFは抗議をうけ、結果的にコンテンツの分類は間違っていなかったとしつつもブロッキング対象とする判断は誤っていたとして撤回することになった。」

98ページの「フィルタリングと同様、通信の秘密との抵触が問題となり、ユーザーの同意なく実施することは困難である。」以下に、次の内容を追加することを提案します。

「加えて、ハイブリッドフィルタリング方式では、第1段階と第2段階でパケットの経路が異なることから、ユーザーからのIPアドレス空間のスキャンによって第2段階に送られるIPアドレスの一覧を取得することが可能であり、IPアドレスからホスト名への逆引きによって、児童ポルノ提供サイトの情報として有意なものが含まれるものを生成することが可能であることが指摘されている(注:

Richard Clayton: Failures in a Hybrid Content Blocking System. In George Danezis and David Martin, editors, Privacy Enhancing Technologies, Fifth International Workshop, PET 2005, Cavtat, Croatia, May 30—June 1 2005, volume 3856 of LNCS, pages 78—92, Springer Verlag.)」

98ページの「DNSポイズニング方式、ハイブリッドフィルタリング方式のいずれも、今後の児童ポルノ情報の閲覧防止策として期待の持てる手法といえるが、どちらの方式にも一長一短あり、それぞれに解決すべき課題を抱えている。」以下の段落、また、次の「なお、別の視点として、適法なサイトやファイルが誤ってブロッキングの対象となってしまった場合の扱いについても併せて考えておく必要がある。」とあわせた部分は、課題の洗い出しが不十分です。

前に述べたイギリスのIWFがWikipediaをブロック対象とした問題では、児童ポルノと直接判断されたのは音楽レコードのアルバム記事で引用されていた当該アルバムのジャケット写真でしたが、ブロック対象にはジャケット写真にとどまらず、写真とはURL上区別できるアルバムの内容を紹介する文章まで含まれていました。児童ポルノブロッキングの実務においては、DNSポイズニングに限定されず、このようなオーバーブロッキングが行われうるということが明るみになりました。IWFのブロッキング撤回前の説明では、サイト側でのブロッキング回避を予防するためにオーバーブロッキングすることが通例であるとのことでした。イギリスのISPであるDemon InternetのClive D. W. Featherによれば(<http://www.chiark.greenend.org.uk/pipermail/ukcrypto/2008-December/085789.html>) IWFのリストで画像の拡張子をもつものは2004年時点で3%、2008年12月時点で32%に留まるとのことです。

わが国の児童ポルノの定義が諸外国よりも幅広い面をもつことを考えると、ブロッキングを導入した場合に商業的児

童ポルノサイトのみならず、全体としては適法かつ有用と考えられている大規模サイトに対してブロッキングが適用される可能性や、そのさいにオーバーストッキングが行われる可能性は十分にあると考えられます。

現時点でブロッキングのリスト提供元として考えられるインターネットホットラインセンターは、(財)インターネット協会が警察庁からの受託事業として実施していますが、受託事業としての性格から委託元の警察庁から完全に独立した方針決定がなされるとは考え難く、実際に「公序良俗に反する情報」の定義に関して警察庁の方針が色濃く反映されています。また、運営について、民間の第三者機関による監視があるわけではなく、透明性に欠けているといわざるをえません。ブロッキングの検討にあたっては、リスト提供元の運営の透明性の問題を避けるのは適切ではありません。

99 ページ「次に、検索エンジンによる対応が考えられる。」以下のセーフサーチに関しては、セーフサーチは自動的にポルノ画像を画像検索結果から除外する技術ですが、完全にポルノ画像を除外するものではありません。また、児童ポルノを他のコンテンツと自動的に区別することは、ポルノ一般を他のコンテンツと自動的に区別することに比べると、はるかに技術的なハードルが高いと考えられます。セーフサーチをブロッキングの代替手段として検討することは、適切でないと考えられます。

ただし、既存の検索サイトにおいては、通報ベースで個別の URL を検索結果から除外することはすでに行われており、例えば Google に対するイギリスの IWF からの通報については Chilling Effects Clearinghouse で確認できます(下記以外にも検索することで通報者が表示されない通報について知ることはできます)。

<http://www.chillingeffects.org/notice.cgi?sID=1161>

<http://www.chillingeffects.org/uncat/notice.cgi?NoticeID=3533>

また、検索サイトについては、サイトへのリンクを提供する文字検索と、サイト上の画像のサムネイル画像を検索サイトであわせて提供する画像検索では、後者では検索サイトからユーザーへ児童ポルノ画像が提供される場合があるため、問題を分けて議論する必要があると考えます。

4)「今後のインターネット上の児童ポルノ情報対策の方向性」

100 ページ「精度の更なる向上のためには、事業者同士のほか、児童ポルノ問題に取り組んでいる国内外の団体、警察などの行政機関との連携を強め、情報の共有を図っていくことが不可欠である」とありますが、運営上のオーバーストッキングへの懸念から、透明性確保について言及する必要があると考えます(前述)。

100 ページ「今後、海外における運用実態の調査研究をしつつ」については、単に海外のホットラインや法執行機関へのインタビューに留まらず、ISP 関係者やホットラインの運用とは独立した立場をとることのできる研究者等へのインタビュー等も含めて行われるべきと考えます。

100 ページ「趣旨に賛同する ISP の協力を得て実証実験等を実施し、実際の効果や弊害を測定すること等の作業が不可欠である。」については、現状ではユーザーの選択の余地のない、あるいは、オプトアウトの形での実証実験には反対します。

日本におけるブロッキングで起こりうる弊害についてはまだ未知数の部分が大きく、そもそも「実証実験」の段階ではないと考えます。もし実際にブロッキングを行う形での試験が行われるとしたら、それはオプトインの形式でなければな

らないと考えます。仮にオプトアウトの形で行われるとすれば、ISPのDNSのキャッシュサーバにおいてドメイン検索結果を匿名化した形でリストと照合するなどの形をとった非侵襲の調査が先になると考えます。

また、オプトアウトもないハイブリッドフィルタリング方式の実証実験については、通信の秘密との関係が整理されていない現時点においては、いかなる形であれ実施に反対します。URL単位での非侵襲的調査については、プロキシサーバのログを利用する方法も考えられますが、インターネットのブロードバンド利用が進んでいる現在では、携帯電話のネットサービスを除いてISPのプロキシサーバを利用することもすでに一般的な利用形態とはいえないため、ログの照合にどれだけ意味があるかは疑問があると考えます。

5) 「コンテンツ・レイティングの普及促進」

101 ページ 1) (a)のセルフレイティングの取組に関しては、「レイティング／フィルタリング連絡協議会」による「SafetyOnline3.1」への改定が言及されております。この改定案ではCGMサイトへの対応が盛り込まれましたが、この部分に関しては「リスク回避」的なものではなく、「リスク管理」的な方向性への転換を期待します。

CGMサイトのリスクと有用性は表裏一体のものであり、単にリスク回避的な対応を全ての関係者に求めたり、リスク回避的な教育を青少年に行うだけでは、「青少年の健全な育成や次世代を担う者のITリテラシー向上等に資する」ことになりません。リスクのある機能の有用性を維持しつつ、リスクを低減する方法について検討すべきであり、教育にあっても、いかにリスクある機能を安全に利用していくかという方向で内容を検討すべきであると考えます。

103 ページ 2)普及促進のための方策(b)方策に関しては、セルフレイティングの基準策定機関とコンテンツ発信者が、より深い協調関係を持てるようにする必要があります。

たとえば、現在ICRAを運用しているFamily Online Safety Institute(FOSI)は、準会員制度によって多くの成人向けコンテンツ事業者との関係を作ってきました。最近になってこの準会員制度について会員一覧をFOSIウェブサイトで提供していたことにより、米国の保守系団体 Morality in Media によって非難されることになった

([http://news.prnewswire.com/DisplayReleaseContent.aspx?ACCT=104&STORY=/www/story/12-09-](http://news.prnewswire.com/DisplayReleaseContent.aspx?ACCT=104&STORY=/www/story/12-09-2008/0004939290&EDATE=)

2008/0004939290&EDATE=) ことを鑑みると、基準策定機関と成人向けコンテンツ事業者間の関係については慎重に考える必要がありますが、セルフレイティングの普及という関係において既存の取組で不足してきた部分であるといえます。日本においては、AU携帯端末向けサービスに関して、モバイル成人コンテンツ倫理協議会

(<http://www.mobarin.jp/>)の取り組みがあります。

また、パッケージメディアの成人向けコンテンツを提供してきたメーカーが、ネット上のコンテンツ事業者となることが増えていることを考えると、それらのパッケージメディアの自主規制機関(日本映像倫理審査機構、コンテンツ・ソフト協同組合、日本映像ソフト制作・販売倫理機構、コンピュータソフトウェア倫理機構など)を通じた加盟メーカーへの働きかけなども検討する必要があるのではないかと考えます。

6) 「違法・有害情報対策に資する技術開発支援」

106 ページ 2) (a)の「民間における技術開発の現状」に言及されているような、自然言語処理を考慮した違法・有害情報検出の技術など、要素技術開発を支援するという部分については基本的には賛成します。ただし、違法有害情報の自動検出技術の設計・実装においては、それらがいたずらな規制強化に繋がらないよう、常に配慮しておく必要

があると考えます。

また、それらの技術を実施するにあたって、オープンソースの取組などと矛盾することが無いよう、技術レベルでの透明性を確保しておく必要があると考えます。

4. 「利用者を育てる取組の促進」について

1) 「家庭・地域・学校における情報モラル教育」

121 ページにあるように、塾に対しても一定の役割を期待する方針については、賛成します。現在多くの保護者が小学生のうちから携帯電話を持たせている理由として、学習塾への道のりでの安全確保という側面が小さくありません。また塾通いの子供たちの携帯保有率の高さが、そのまま私立中学での携帯保有率の高さに繋がっている現状を鑑みれば、塾に一定の役割を持たせることは効率的であると考えます。

2) 「ペアレンタルコントロールの促進」

124 ページでは、青少年インターネット利用環境整備法に基づいたフィルタリングの普及が言及されていますが、子供の利用実態を把握するという意味でのペアレンタルコントロールと、フィルタリングのカスタマイズ等の方策は似て非なるものです。現在携帯事業者のペアレンタルコントロールに対する取組は、十分とは言えません。

子供に携帯電話を持たせている保護者が、子供の携帯利用率を計る指針としては、毎月送られてくる請求書に記載されるパケット数しかないの現状です。しかしこのパケットという指標は、一般消費者には意味のない数値であり、正確な利用実態の把握は困難です。通信の秘密の概念を確保しつつ、米国の例に見られるような利用時間やメール数、あるいは参照ページ数、文字発信数といった具体的な指標を保護者に報告する機能の実装は、ペアレンタルコントロールにとって必要不可欠であろうと思われます。

またその情報提供頻度についても、利用日時からなるべく離れず、翌日もしくは翌週といったペースで行なわれることが望ましいと考えられます。なぜならば日数が経過してからのレポートでは、利用する子供たち自身が何にそんなに利用したのか記憶していない例が多いため、携帯利用の指導に困難を来すからです。

言うまでもなくこうした取り組みは、122 ページの注 122 にあるとおり、青少年をコントロールするためではなく、ICT 社会における健全な維持と発展を担う主体としての青少年を育成するために行われるものでなくてはなりません。

4) 「利用者を育てる取組の協調的な推進」

129 ページより言及されている「面的な拡大」の箇所では、取組が不足する地域が生じており、啓発活動全体として面的な広がりを欠くという指摘には賛成します。ただ、そもそも首都圏に集中する通信系企業が、独力によって各地域の事情を吸い上げて啓蒙活動を行なうことには無理があります。

現時点では、各自治体が主体的に行なう啓蒙活動に依存せざるを得ない状況ですが、これらの活動がいわゆる「青少年健全育成条例」などの中に組み込まれることに対しては、反対します。一般に青少年健全育成条例は、有害図書規制や青少年の深夜徘徊などを規制するものであり、ネット上の違法有害情報とはレーティングその他が異なる上、協力を求める人材にも違いが大きく、今後展開されるリテラシーの啓蒙とは乖離した、過剰な規制を産むことを懸念します。

今後は、都市部を中心として啓蒙活動を行なう通信系企業と、地方自治体での取組で大きな齟齬が生まれないよう、双方を効率的に結びつける仕組みの構築が求められます。一方で、すべての地域が特異な事情を有するものとも考えられないことから、未成年者への携帯の普及率や主要交通機関のあり方、また主要経済活動が農業型であるとか地場産業型であるなどの事情で、地域特性を類型化することは可能であろうと思われまます。それらの中からいくつかのモデル地域をピックアップし、複数かつ段階的なリテラシー教育モデルを構築するといった手法も有用であろうと考えられます。

131 ページにある(b)「自立性」の箇所では、「民間における啓蒙活動の結節点としての性格上、基本的には参加企業の自主的な拠出を通じて安定的に運営されていくことが望ましい」とされています。しかしながら企業の多くは、これらの啓蒙活動に広報・宣伝・広告費を投入するケースが多く、その成果として自己への強い利益誘導的性格を持つ可能性も否定できません。例えば企業の取組として、非営利法人や大学など性質の異なる団体の取組を支援したり、教材の共同制作を促進するなど、内容の「中立性」を保つための方策が必要であると考えられます。

また各企業が作成する教材を学校や地域で利用する際に、著作権によって利用が制限される可能性は指摘しておくべきであろうと思われまます。もともとこの方策のめざすゴールは、企業の取組が行なわれればよいということではなく、ネットリテラシー教育に関する多くのプレイヤーを産むことにあります。その点から考えれば、企業によって作成された教材の改善や二次利用などが著作権法によって制限されることは、望ましくありません。

例えば Creative Commons のような新しい著作物許諾の仕組みも取り入れつつ、多くの教材がプールされ、共有できる仕組み作りを行なうことも、考慮にいれるべき事項であろうと思われまます。

5) 違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施

134 ページにある通り、違法・有害情報への対策を立てるにあたって、犯罪統計などの科学的・客観的な調査・分析と、その成果物のオープンな公開・共有が図られることが期待されます。

一部にはまだ、インターネット上の違法・有害情報を語る際に「負の側面だけを語る」論者もあり、携帯電話の所持を禁止してしまうというような、単純な方策に帰着してしまいがちです。しかし 133 ページの脚注 127 にもある通り、情報社会におけるインフラとしてインターネットや携帯電話が正の効果を実現しているという点を、積極的にリテラシー教育の場面で語れるよう、十分な分析・調査が行われ、その成果を広く普及できるような取組および支援があることが望ましいと考えまます。

(6)「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン案等」に対するパブリックコメント

提出先: 社団法人テレコムサービス協会

提出日: 平成 20 年 11 月 21 日

意見 1. 第一条 14 号について

現行では「人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為」となっているところ、改訂案では「人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく

嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者に対して送信する行為」と対象が 拡大されています。

現行では、対象となる行為が「不特定多数の者に対して送信」であることから、おもに、対象となる情報が望まない人の目にまで触れることを期待した行為を問題にしてきたのだと思いますが、今回の改訂では「掲載」行為一般が禁止事項として明記されることとなります。これには、限定されたメンバーに対する 掲載や、情報内容についての事前警告を見たもののみに対する掲載なども対象になっていると思われます。

対象となる情報の拡大も含め、社会的に問題となった具体的な事例をカバーするための改訂であることは理解できます。しかしながら、表現の自由を保証 しているわが国においては、形式的には「人の殺害現場の画像等の残虐な情報」「動物を虐待する画像等の情報」「その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱か せる情報」といった情報を、芸術や報道の領域で用いることは、多くはないとはいえあります。今回の 14 号の改訂については、そのような表現についての萎縮 効果を招くおそれがあり、当団体としては懸念を表明せざるをえません。

40 年前になりますが、1967 年にベトナムからベトナム戦争の被害状況の写真を含む書籍の輸入について、残虐だとして東京税関が関税定率法の「風 俗を害する物品」として輸入を許可しなかったことがあります。本件は政治問題化し、大蔵省が基準を改めることで通関を最終的に許可したという経緯がありま す(詳細は第 55 回国会参議院予算委員会第二分科会 第 3 号 昭和四十二年五月二十四日、および 56 回国会参議院大蔵委員会 第 1 号 昭和四十二年十月十三日などを参照)。今回の改訂が主要プロバイダに採用された場合、通報との組み合わせで実質的に同様の効果をもたらすような問題がおこ る可能性が排除できないと考えます。契約約款モデル条項は、民間自主規制のひとつであって政府によるものではありませんし、また、モデル条項に過ぎず直ち に主要プロバイダが採用するというものではなく、個々のプロバイダには契約の自由があることは理解しています。しかし、通信業界団体としてのモデル条項に は規範的な意味が含まれていますので、改訂案がインターネットユーザーの表現の自由やアクセスの自由の実質的な制限につながることを懸念します。現在のインターネット上では報道機関による商業的な報道があり、これとは別に、あるいは補完しあう形で、多くの個人ユーザーによる市民ジャーナリズム的な情報発信 が行われており、今回の改訂はその両方に悪影響があります。

については、40 年前にならって、14 号の改訂案の内容を修正することを提案します。40 年前は、通達で「残虐行為をあおりそそのかすものであること」という条件を加えることで、表現の自由に配慮することになりました。これにならい、「残虐行為をあおりそそのかすものであること」や「嫌悪感を抱かせ ることをもつぱらの目的とすること」といった限定をつけることを求めます。

意見 2. 第一条 15 号について

改訂案では「第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの行為」が追加されています。この改訂が昨今の硫化水素自殺に関するものであることは理解しています。

しかし、「第三者に危害の及ぶおそれのある自殺」は、硫化水素などの有毒ガスによる自殺に限定されていません。自殺手段としては古くから広く知られ ている、ビルからの飛び降り自殺や列車への飛び込み自殺においても、通行人やプラットフォームで列車を待つ乗客が巻き込まれて被害を受けたという報道は時 々あります。これらの自殺手段は

古くから広く知られているため、多くの小説や映画、ドキュメンタリーなどで詳細に描写されてきました。本改訂案では、その ような記述もインターネット上にあるだけで禁止事項とされる可能性があります。

以前から広く知られている容易な手段と今まであまり知られていなかった手段の紹介を分ける記述は容易ではありませんが、「第三者に危害の及ぶおそれ の高い自殺の手段等を紹介するなどの行為」とすれば、飛び降り自殺や列車への飛び込み自殺は除外されると思われるので、修正を願います。ただ、この修正で も放火などによる無理心中の描写が除外されていないと考えられるので、「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を自殺に適した手段等として推奨する 形で紹介するなどの行為」と限定されると、さらに望ましいと考えます。

意見 3. 第一条 17号について

全体が新設ですが、「犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする 情報」について、違法行為の内容が限定されていないため、軽微な違法行為や違法であることについて争いがある行為までが含まれる可能性があり、表現の自由 を損なう可能性があると考えます。この部分については、前号までの号番号を適宜明示することで、限定的な内容とするべきだと考えます。

また、「助長する行為」が、行為内容を限定できていないため、契約者に不利だと考えます。「あおりそそのかす行為」に修正することを提案します。

(7)「青少年の安全なインターネット利用環境の整備を目指して関係者に望まれる取り組みについて～書き込み可能なCGMサイト増加への対応～(中間とりまとめ)」に対するパブリックコメント

提出先:財団法人インターネット協会

提出日:平成 20 年 11 月 14 日

指摘点:

今回のパブリックコメント募集について

内 容:

インターネット協会の違法有害情報問題への取り組みの中で、一般からの意見を募集するのは初めての機会であり、これまでの長年の閉鎖的な検討からの方向転換は率直に歓迎する。

理 由:-

指摘点:

中間取りまとめ全体について

内 容:

青少年の安全なインターネット利用環境の整備と、インターネット利用者の多様な価値の尊重について、より配慮した取り組みを求める。

理 由:

過去の取り組みと比較すれば改善は図られていると考えるが、いまだ「健全」の内容を含めた、インターネット利用者の価値の多様性を十分に尊重している内容とは言い難いとする。より十分な配慮を求める。具体的な内容と理由は他の指摘点で述べる。

指摘点:

1 ページ 3 段落目『しかしながら、インターネット上には性的な画像や、暴力的な画像など、青少年にとっては不適切と考えられる、いわゆる「有害情報」も流通している。』、3 ページ 2 段落目『性的な情報や暴力的な情報など、いわゆる有害な情報』および 4 ページ 7 段落目『性的な情報や暴力的な情報など、従来から存在している「有害な情報」』について

内容:

指摘した部分はレイティング・フィルタリングの対象としての有害情報の定義として適切ではない。例えば 1 ページの指摘部分は『しかしながら、インターネット上には、青少年の発達段階に対して過度に性的な画像や暴力的な画像など、個々の青少年にとっては不適切となる場合がある、いわゆる「有害情報」も流通している。』といった内容にするべきであり、2 ページの指摘部分は『過度に性的な情報や暴力的な情報など、いわゆる有害な情報』、3 ページの指摘部分は『過度に性的な情報や暴力的な情報など、従来から存在している「有害な情報」』などとするべきである。

理由:

日本の社会の中では、「性的な画像や、暴力的な画像」は、あらゆる程度のものが青少年にとって不適切とする社会的な習慣や合意はない。青少年の発達段階に対して過度な内容であるとみなされる場合が不適切であるとされ、その前提で全ての青少年にとって過度であるとみなされるものが法令上での規制の対象となったり、既存メディアでの自主規制が行われている。青少年ネット規制法においても、青少年有害情報は「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」と定義されており、例示においても犯罪誘引情報以外は「人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性を興奮させ又は刺激する情報」「殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」と、「著しく」という程度を問題にしている。自主規制においては、18 歳を基準とするもの以外にも、15 歳や 12 歳を基準とするものが存在する。これが意味するところは、性的・暴力的表現とは発達段階との適合性を問うべきものであって、表現の程度を問わず問題とするものではないことを示すものである。フィルタリングは個々の青少年の発達段階に応じて保護者が適切な選択を行うためのものであるということは、2.1 節「フィルタリングとは」にも言及があり、整合性の観点からも、有害情報とは青少年の発達段階によって異なりうる、相対的なものであることが明確となる定義とするべきである。

指摘点:

2.2 節(1)「フィルタリングの重要性の高まりと SafetyOnline の検討」および 3 章のうち SafetyOnline 3.1 について内容: SafetyOnline 3.1 の検討・修正は不十分であり、根本見直しとして 4 月に検討が発表された SafetyOnline 4 に期待する。

理由:

サイト管理者がセルフレイティングを行う際の利便性を考慮して「キーワード」を項目として切り出したことは利便性の向上に資するものの、逆にキーワードに抵触すれば程度にかかわらずレイティングの対象となり、評価ラベルによって18歳未満の閲覧に適さないとされることは、サイト管理者がセルフレイティングを行うインセンティブを大きく削ぐと考えられる。サイト管理者のインセンティブを確保するためには、FOSIによるICRA(2005年版、2008年版ドラフト)のように、個々のカテゴリについて複数の段階を想定したものが望ましいと考える。ICRAでは、カテゴリ内のラベリングについて、複数の段階を設けることと客観性を担保することとの両立を考慮した内容となっている。また、評価ラベルの年齢区分の根拠のひとつとなった保護者へのアンケート調査は、フィルタリングが十分に普及する前の段階のものである。この時点では、カテゴリによるフィルタリングの弊害として、有用な情報・サイトへの閲覧が制限される場合が少なくないという認識が、青少年や保護者の間でなされていない。再度アンケートを行うなど、年齢区分の見直しの必要が必要である。このような観点から、SafetyOnline3とその整理に留まったSafetyOnline3では、青少年の発達程度に応じたレイティング・フィルタリングはなお難しいと考えられる。

指摘点:

3章のうちCGMサイトに関する部分について

内容:

文章については、リスク回避的な内容に偏っているので、リスク管理的な内容に改めるべき。表については、「教育・普及啓発を行う人々」は、危険性の教育だけではなく、「サイト上で明らかにする個人情報の安全な範囲をサイトの属性や自身の発信する個人情報以外の情報などから総合的に考えることが出来るようになる教育」や「知らない他人とやり取りをする安全な範囲を判断する教育」や「ネット上の知らない他人といかに信頼関係を築き、あるいは信頼できない人物とのやり取りを断つためことができるようになるリテラシー教育」が求められる。「サイト運営者」に対する要求は、個別サイトの内容や属性をあまり考えずに具体化しすぎており、リスク回避の利益とサイトの有用性との釣り合いがとれない場合があると考えられる。本文中で「網羅的なものではない一方で、全ての取り組みが必要であるという趣旨のものではなく」としていることは重要であると考え。理由:CGMサイトのリスクと有用性は表裏一体のものであり、単にリスク回避的な対応を全ての関係者に求めたり、リスク回避的な教育を青少年に行うだけでは、「青少年の健全な育成や次世代を担う者のITリテラシー向上等に資する」ことにならない。関係者は、リスクのある機能の有用性を維持しつつリスクを低減する方法について検討するべきであるし、教育にあたっては、いかにリスクある機能を安全に利用していくかという方向性で内容を検討するべきである。

指摘点:

4章「おわりに」の「将来的に成人し独立する青少年自身の、インターネット上の有害情報から身を守る能力、いわば耐性を高める取り組み、及びインターネットのプラスの面を最大限活用する能力を高める取り組みが必要不可欠である」について内容:指摘点からの検討について、中間とりまとめの中では行われていない。今後期待する。なお、「インターネット上の有害情報から身を守る能力」は、「インターネット上のリスクから身を守る能力」に改められるべきである。

理由:

指摘点の趣旨にはおおいに賛同するところであるところであるが、中間とりまとめでは検討が行われておらず、結果として、レイティング・フィルタリングについて発達段階に応じた年齢区分の緩和といった見直しがされておらず、また、CGM サイトのリスクについてもリスク回避的過ぎる内容となっている。今後の検討に期待するところである。「インターネット上の有害情報から身を守る能力」とある部分については、「有害情報」が本取り組みにある「青少年にとっては不適切と考えられる」情報であるならば、成人に達した段階においてまでも閲覧が不適切であるとはいえない。一方で本中間とりまとめでは 2.3 節「CGM サイトの利用に伴う主なリスク」について「なお、これらのケースは、対象者が青少年でなくとも問題となりうる事例であるが」としているように、CGM サイトのリスクについては成人にも存在しうるリスクとして挙げるのが適切であり、CGM サイトのリスクは有害情報リスクとは別個のものとして言及されているものである。さらに本検討の範囲外にも、違法情報に関するリスクや、その他のさまざまなインターネット上のリスクが考えられる。青少年が成人し独立するにあたっては、それら多面的なリスクへの総合的な耐性が高められていることを目標とするべきであろう。従って、指摘点の表現は「インターネット上のリスクから身を守る能力」とするべきである。

指摘点:

SafetyOnline3.1「差別的表現・悪口表現」カテゴリについて

内容:

本カテゴリは「差別的表現」「悪口表現」の 2 つに分割するべきである。また、「差別的表現」の説明から「放送禁止用語」を削除するべきである。

理由:

フィルタリングカテゴリを青少年の発達段階に応じてカスタマイズする観点からは、両者が同一カテゴリにまとめられているのは適切ではない。また、放送禁止用語は日本では放送局による自主規制であり公開された形でその内容が明確になっているわけではないこと、差別的表現を越えたはるかに広い内容であること、自主規制としての放送禁止用語は不特定多数への一斉情報伝達であることから社会的責任として自主規制しているものであって、放送ではないインターネット上のコンテンツにそのまま適用するのは問題があることから、削除するべきと考える。

指摘点:

SafetyOnline3.1「ギャンブル」カテゴリについて

内容:

キーワード「パチンコ、パチスロ、競馬、競艇、競輪」は不適切である。キーワード「パチンコ、パチスロ」「競馬、競艇、競輪」に分け、前者はギャンブルカテゴリのままよいが、後者は「公営競技」カテゴリを設けそこに入れるべきである。さらに、公営競技カテゴリでは、投票券購入サイトや投票券予想サイトなどは 18 歳未満閲覧制限対象としつつ、競技そのものの情報や主催団体の情報サイトについては閲覧制限を設けない、あるいは 12 歳未満制限程度に緩和することを検討するべきである。一方、「ギャンブル」カテゴリのキーワードとして「スポーツ振興くじ(toto)」を追加するべきである。

理由:

パチンコ、パチスロは風適法のいわゆる第7号営業という規制業種で18歳未満の入場が規制されており、娯楽として楽しむ側にせよ、就職先とするにせよ、いずれにせよ18歳未満が関与するものではない。しかし、公営競技は個別法で規制され、未成年は投票券購入・譲り受けを禁止されているが、競技の観覧自体は禁止されておらず、また競技の内容は地上波テレビで放送される場合も多い。さらに、選手になるなどの形で就職先とする場合、JRA競馬学校、地方競馬教養センター、やまと競艇学校の入学資格が中学校卒業以上、日本競輪学校が17歳以上(それぞれの上限は省略)であり、いずれも18歳未満の段階で志望可能であり、実際に各施設に18歳未満で入学する青少年が少なからずいる。公営競技の選手となることを志望することは青少年の進路のひとつであり、そのような可能性のある青少年が自身の将来の志望先の情報をインターネット上で入手することを制限することには問題がある。コンテキストラベル「スポーツ」や「教育」の活用も考えられるが、主催者団体サイトはスポーツ情報と投票券の情報が混在しているのが実際のところであり、コンテキストラベルを用いるよりカテゴリ定義で工夫するほうがうまくいくのではないかと考えられる。「スポーツ振興くじ(toto)」については、未成年が購入できない年齢制限付きのくじであり、制限対象として例示するのが妥当と考えられる。スポーツ振興くじについては、対象スポーツであるサッカーJリーグとは分離されたブランド・運営となっているので、公営競技について述べたような競技志望者に関する問題はない。

指摘点:

SafetyOnline3.1 カテゴリに対する評価ラベルについて

内容:

「法令の規定」に基づく部分と「保護者へのアンケート結果」に基づく部分を区別すべきである。また、カテゴリを全体として細分化したり、カテゴリに対して段階的なラベリングを可能とすることで、年齢制限を緩和すべきである。

理由:

現状は広範な内容をカバーするカテゴリに対して年齢区分が18歳未満利用制限に高止まりしていて、保護者が「参考例」から緩和する方向にカスタマイズを検討するにも参考にすべき情報が存在せず、青少年のインターネット利用の利便性を損なう内容となっている。法令の規定により保護者への努力義務などの形で課せられている閲覧制限と、その他のものは区別できる必要がある。また、SafetyOnline3の検討過程の資料をみると、カテゴリにおいても評価ラベルにおいても、少しでも問題が起こる可能性があるものは制限する方向にあったと判断でき、SafetyOnline3.1では修正がすすんでいないと思われる。今後、なるべく青少年のインターネット利用の利便性を損なわないよう改善を求めるものである。

指摘点:

SafetyOnline3.1「参加サイト」コンテンツ形式について

内容:

今後の検討として、掲示板、ブログ、SNSなどを区別することを検討すべきである

とは別に、市民革命やプロレタリア革命の時代には、革命に関係した文書として、「暴力表現」や「その他禁止行為」に抵触するものが少なからずあると考えられ、こうしたものには哲学史上や社会思想史上著名な人物によるものもあり、青少年にとって有用なものも少なくないため、「歴史的文書」として救済が必要である。なお、追加するそれぞれのコンテクストラベルの年齢区分については別途検討が必要である。

(8)「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理」に対するパブリックコメント

提出先:文化庁 文化審議会著作権分科会

提出日:平成 20 年 11 月 10 日

5. 該当ページおよび項目名:(全体に対する意見として)

第2章 過去の著作物等の利用の円滑化

第3章 保護期間の在り方について

6. 意見: 以下のとおり

私たち MIAU は、著作権・著作隣接権の保護期間を延長することについて反対します。

保護期間延長について今回の中間報告では、延長賛成、反対の両論を併記し、引き続き検討が必要としています。また利用円滑化方策に関しては、保護期間のあり方とセットにしての議論であるように思われます。

利用円滑化策を検討・実施することに関して異を唱えるものではありませんが、そもそも保護期間を延長すること自体が、著作物の利用円滑化を妨げる要因となっていることから、このような議論の方向性では延長問題に対する結論を得ることは難しいと思われます。

保護期間延長の効果に関して、産学協同による民間の研究成果では、調査データに基づく検討の結果、産業育成という観点から見て延長すべきではないと いう結論に至っております。これに対し延長賛成派の意見では、単に老齢な著作権権利者を慰撫するための目的でしかなく、両論併記に足る根拠が示せていない のではないかと思えます。

利用円滑化方策に関しては、A 案は「ネット権」を想定しているものと考えられます。しかしながら現時点でのネット権は、コンテンツの利用者側からも広くコンセンサスが取られている状態にはなく、そのあり方には十分な議論が成されておられません。

民間の取り組みである「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」あるいは「コンテンツ学会」での議論を待った上で、制度的措置への検討を考慮すべきであると考えます。

(9)「法制問題小委員会 平成 20 年度・中間まとめ」に対するパブリックコメント

提出先:文化庁 文化審議会著作権分科会

提出日:平成 20 年 11 月 10 日

5. 該当ページおよび項目名:(権利制限の検討全体に対する意見)

第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について

第4節 研究開発における情報利用の円滑化について

第5節 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて

第6節 その他の検討事項

6. 意見：以下のとおり

(第6節 その他の検討事項について)

私たち MIAU は、法制問題小委員会で対処すべきと結論された権利制限についてはすみやかに法改正を行ない、さらに個別規定では追いつかない分野についての懸念を解消するべく、フェアユースの一般規定を導入することを求めます。

(第3節 リバース・エンジニアリングに係る法的課題について)

法制問題小委員会におかれましては、リバース・エンジニアリングについては相互運用性・障害発見などの目的ならば「権利制限を早期に措置する必要がある」との意見で一致したとのことです(中間まとめ 29 ページ)。相互運用性や障害発見に限らず、単なる利用とは異なる技術上の調査全般をフェアユースの個別規定の対象とする法改正を求めます。また、前期の同小委員会で法改正で対処すべきとの結論が出されていた検索エンジンに関する権利制限につきましても、すみやかに実行へ移す必要があります。

(第5節 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱いについて)

これまで議論されてきた個別の権利制限規定では、著作権法改正による対応を待つため、時間がかかるという問題があります。その一方で、MYUTA や録画ネットといった、ネットの長所を活用した新しいサービスの試みは、実質的に私的使用の範囲でユーザーの利便性を上げているだけであるにもかかわらず、形式的な理由で複製権侵害とされてしまっています。海外と国内とのネットサービスの格差を埋めるためにも、国内で挑戦的な事業者が登場でき、足を引っ張られない環境を整備する必要があります。

「イ、立法措置に対する許容性を判断する上での留意点の b)」について

機器利用時・通信過程における蓄積等に関する議論の方向性は、妥当性が高いものとして高く評価するものであります。しかしながら 60 ページ「イ -b)」における通信の過程における蓄積等及び通信に付帯する蓄積等の行為に対して、その内容および元ソースの入手経路などを鑑みて違法性を問うというのは、前段での妥当性のある議論の方向性からは逸脱しているように思えます。

また「知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」に関して、プロバイダ責任制限法との整合性を確保するということは、権利者がいわゆる「情を知っていたか」を証明できない限り、プロバイダはアクセスログを提供することはないという点を明確にすべきであろうと思われます。

さらに本筋の問題として、仮にこれらの蓄積行為を違法化したとしても、蓄積された情報を権利者が回収することは困難であることから、現行の公衆送信権で対応可能な一次送信者の特定と比較してどれだけ有効性のある方策であるか疑問です。また違法とされるファイルに触れただけで、万単位の消費者が一度に違反者となるようなあり方は、法

的安定性を著しく欠くものであると言えます。

「イ、立法措置に対する許容性を判断する上での留意点の d)」について

61 ページ「イ-d)では、P2P 型の通信技術を活用したファイル交換ソフトにおける中継過程は、権利者の権利が及ぶものであるとされています。しかしながら P2P の利用者にとっては、自分で利用しようと思っていない単なるキャッシュに過ぎないデータの中身が、違法か否かを知る術がありません。単に P2P ソフトの利用者であるというだけで違法とされる可能性が否定できない点で、P2P 技術の利用・発展を萎縮させることとなり、この整理には問題がある と言えます。

一方その後段では、「著作物等の提供及び享受自体に関わる行為」である場合は「今回の検討対象とはしていない」としており、論旨に整合性がありません。仮に「著作物等の提供及び享受自体に関わる行為」が、著作権者自らが合法的配布のために行なった行為であるとする場合、利用者は「良いキャッシュ」が生成されれば適法だが、「悪いキャッシュ」が生成されれば違法ということになります。

これは P2P のあり方としては大変不自然なものであり、このような規制はインターネットの新たな技術発展を阻害し得るものであります。

(11)「日本版フェアユース」に関する要望書

**提出先: 内閣官房 知的財産戦略本部、同「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」、
内閣官房 知的財産戦略推進事務局**

提出日: 平成 20 年 10 月 20 日

「要望書」

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、内閣官房知的財産戦略本部に設置されました「デジタルネット・時代における知財制度専門調査会」におきまして、いわゆる「日本版フェアユース」についての議論が続けられてきております。7月29日の第6回会合では、中山信弘会長が「その導入の必要性とか導入に当たっての課題については、大体大方合意ができたもの」とのまとめで専門調査会での議論を終え、この10月の会合から報告書のとりまとめが行なわれる予定でした。MIAU といましては、第6回会合で打ち出された方向性を支持しております。

ただ、音楽著作権関連団体から専門調査会に権利者代表の者が構成員として参加していないことなどを主張する要望書が知的財産戦略本部へ提出され、専門調査会では報告書のとりまとめを延期し、ヒアリングの場を設けることになったと伺っております。

「フェアユース」とは社会通念上 権利を及ぼすべきではないと考えられる範囲の利用態様であり、その基準は、権利者側のみならず、ユーザー側も参画し、訴訟・議論等の中で模索していくべきものです。

「日本版フェアユース」についての権利者に対するヒアリングの少なさを問題とするならば、ユーザー側からのヒアリングの機会も十分に与えていただけるよう、要望させていただく次第です。

(12)「薬事法施行規則等の一部を改正する省令案」に対するパブリックコメント

提出先:厚生労働省医薬食品局総務課

提出日:平成 20 年 10 月 16 日

[意見]

該当箇所 郵便その他の方法による医薬品の販売等

薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗以外の場所にいる者に、郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与(以下「郵便等販売」という。)を行う場合、次の1～3に掲げるところにより行わなければならない。

1 第三類医薬品以外の医薬品を販売し、又は授与しないこと。

[意見内容]

現在の議論の進め方では、法改正案に反対せざるをえません。

[理由]

○法改正を進めるに足る議論の土台が形成されていない

本件パブリックコメントにかけられている法改正案は、多くの国民が、オンラインで薬品を買えなくなるという、大きな制約をかかえることになるものです。そのような大きな法改正は、本来であれば国民の間で多大な議論を交わし、大まかな方向性について合意を得られた上で行われるべきものであると考えます。

私ども MIAU は、2007 年の著作権法改正案(いわゆる「ダウンロード違法化」)に対して、ネットにおける議論を喚起し、結果的に数多くの国民の意見を集めることが出来ました。これは、文化庁で事前に整理された議論を資料として公開するという真摯な努力あつてのことです。

この法改正による影響は上記著作権法改正と同様、ネットに対して大きな影響を与えるものであらうと思いますが、その影響を直接受けるはずのネットにおいてさえ、この法改正案についての議論はほとんど見られず、法改正案についてのニュースもほとんど見られません。

私どもは、今回パブリックコメント募集にかけられている改正案の内容に踏み込んで検討するには、公開されている情報が足りなさすぎるように思います。現状ではオンラインショップなどの団体を通じてパブリックコメントの「存在」を知られる程度であり、これを見たネットユーザーも、議論の中間整理などが公開されず、規制の理由なども明確にされていないので、単純な反対論しか書けないのではないかと思います。

○より制限的でない規制の可能性を検討すべき

具体的な規制内容として、現在の法改正案ではオンライン販売を一律禁止するに等しいものになっています。オンライン以外の入手方法として、コンビニ等での販売条件を緩和する等の対策案が提示されていますが、それでは十

分でないように思います。コンビニまで行けない産前産後の女性や高齢者がいる、育毛 剤など特に専門的にトレーニングされていないコンビニで対面販売が躊躇われる医薬品がある等の事情もあります。

対面販売という制度を維持すること自体が薬事法の目的なのではない以上、これらの諸問題について、一律規制という副作用の大きい対応は望ましくありません。規制が必要であるとしても、個別の問題について、細かい修正条件を付加するなどして、解決策を模索することが望ましいと考えます。

(13)共同声明:私たちは青少年ネット規制法に反対します。

提出先: ー

提出日:平成 20 年 4 月 22 日

「私たちは青少年ネット規制法案に反対します」

インターネットの劇的な普及と発展により、私達は以前よりも多くの情報を入手し、活用し、そして発信する手段を獲得しました。またビジネスにおいても、情報の収集、利用、発信や、取引への利用など、インターネット無くしてはビジネスが成り立たないほどの社会基盤となろうとしています。これらによって ビジネスのスピードは加速し、また、論文やデータ等の公開・共有による世界的な知の発展も、今までになく加速しようとしています。

その反面、あらゆる人々がどんな情報でも発信できることから、猥褻や犯罪などといった、青少年に「有害」とされる情報も多く飛び交っているとの声も あります。そのため、青少年の犯罪とインターネットとの関連性を指摘する声が挙がり、現在、インターネット全体を広く規制しようという法案が、自民・民主 両党によって検討されています。

私たちは、青少年が犯罪に巻き込まれないように努力するという社会的・倫理的な必要性を、とても強く認識しています。また、インターネットを経由して行われる犯罪を防止するための積極的な取り組みも、大切だと考えていますし、明確に、かつ極めて限定的に定められた、現状 の違法情報への取り組みを否定するものでもありません。

しかし、青少年を保護するためとはいえ、健全な情報を発信する個人や、それを支えるインターネット関連企業などにまで、情報発信・公開についての制限をかけてしまうことは適切でしょうか。インターネット上の広汎な情報を、単に青少年にとって有害であるとして法律によって規制することは、どんな手段で あっても、結果的に国家による検閲に繋がりがねず、情報の発信やコンテンツの制作を萎縮させていきます。また、事業者に対して法律によって「有害情報」への対応を義務づけると、その経済的な負担は、零細事業者の多いインターネット関連企業の経営を直撃し、新たな官製不況を招き兼ねません。さらには消費者の PC 等にプリインストールされるというフィルタリングソフトウェア等のコストは、最終的に消費者に転嫁されることになり、フィルタリングを必要としない人にま でコスト負担を負わせることになります。

青少年を本当に保護するためには、インターネットを大幅に規制することではなく、早期の教育で青少年に正しい知識を教え、適切なインターネットの歩 き方を体得させることが、より優れた手段ではないでしょうか。何よりも、「有害」な情報に全くアクセスできない状態で成人した青少年は、どこで情報の取捨 選択や主体的な判断といった情報への

対応、すなわち「情報リテラシー」を学ぶのでしょうか。受動的な教育を受けさせるだけでは、興味本位で「有害情報」のサイトを作成する青少年や、成人してから多くの犯罪に巻き込まれる、「情報弱者」の18歳が生まれるだけではないかと危惧しています。

私たちは、「有害情報」への対処について、国家によるインターネットの制限ではなく、教育による情報リテラシーの向上と、民間事業者による自主規制の強化で対応することを提案します。

現在、「情報」という授業は高校でしか行われておらず、義務教育での情報教育は貧弱なままです。青少年を犯罪から守るためには、小学生の頃から、情報リテラシーについてのきちんとした教育を行うことが大切でしょう。また、既に携帯電話においては通信事業者を中心とした自主規制団体が作られているところであり、事業者による社会的な対応も行われていきます。

我々は、拙速な議論で結論に飛びつくのではなく、事業者と利用者、そして青少年の意見を、日本のインターネット政策に正しく反映させることを求めます。そして、その結論は、インターネットを国家によって規制するものではなく、青少年がインターネットを使いこなすことによって、より情報社会の発展に繋がるようにするものであると確信しています。

賛同団体

- Movements for Internet Active Users: MIAU(インターネット先進ユーザーの会)
- WIDE プロジェクト
- 多摩大学情報社会学研究所
- NPO Arts and Law
- 有限会社マンダラネット
- ロージナ茶会
- CPSR/JAPAN
- (以上、順不同)

賛同個人

- 公文 俊平(多摩大学情報社会学研究所所長)
- 会津 泉(ハイパーネットワーク社会研究所 副所長)
- 江崎 浩(東京大学大学院情報理工学系研究科 教授)
- 立石 聡明(社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長)
- 山形 浩生(評論家)
- 白田 秀彰(法政大学准教授)
- 金正勲(慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構 准教授)

- 中野幸紀(関西学院大学総合政策学部総合政策学科 教授)
 - 校條浩(ネットサービス・ベンチャーズ・グループ マネージング・パートナー)
 - 楯岡孝道(電気通信大学 助教)
 - 伊津信之介(東海大学福岡短期大学情報処理学科 教授)
 - 津田和範(社団法人日本インターネットプロバイダ協会 理事、有限責任中間法人レンタルサーバー・オルグ 監事)
 - 野原佐和子((株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長)
 - 竹熊健太郎(文筆家、編集者)
- (以上、順不同)

(14)「知的財産推進計画 2007」の見直しに対するパブリックコメント

提出先: 内閣官房知的財産戦略推進事務局

提出日: 平成 20 年 4 月 3 日

以下、「知的財産推進計画 2007」について、その議論経過もふまえてコメントします。(ページ数は当該文書を参照)

著作権法における非親告罪化について (P.63)

著作権侵害は、有体物に対する財産権の侵害と比べて簡単に生じやすいものであり、またその財の非競合性から、無断で利用されることを被害と考えない著作権者が、数多く存在しています。著作権侵害を非親告罪化すると、著作権者が黙認するような事例について、著作権者の意思を無視して刑事告訴するという不条理が生じてしまいます。これはあってはならないことです。

また、刑事実務上、親告罪が非親告罪化されたところで、大してプラスの影響はないということは、昨年度の文化審議会の報告からも記されています。著作権侵害を効率よく規制する手段としては作用しないと考えられます。

私的使用複製の違法化について(P.91)

いわゆる「ダウンロード違法化」の問題について、いわゆる「違法サイト」からのダウンロード、いわゆる「適法サイト」からのダウンロードの両方について、文化庁が昨年の審議会の最終報告書でまとめたような違法化は適切ではないと考えます。既に文化庁のパブリックコメントにて指摘しましたが、以下のようにな数多くの問題点が懸念されます。

1. 複製にあたるダウンロードと、複製にあたらぬブラウジングやストリーミング視聴を、技術的には区別が曖昧であるにもかかわらず、法律的に適法性の区別がつけられてしまう筋の悪さと将来的な技術開発への無用な制約があること。
2. 海外でその地の準拠法では違法な公開にあたらぬサイトを利用した場合の扱いなど、国際的な法制度の不整合があること。
3. 一部の国家を除いて、著作権制度はほぼ全世界的に無方式主義であり、ネットユーザーにとって、あるコンテン

ツが適法公開なのか違法公開なのかを、合理的な理由に基づいて判断する術が無く、違法公開「かもしれない」と考えてもそれを容認してダウンロードすれば、情を知っているので違法とされうること。また、裁判官の判断にも大きく依存し、また文化庁の持論も裁判によって否定されることがあり高度の信頼性に欠ける現状では、国民の法的地位が甚だ不安定になること。

4. 国民が常に自分が違法行為を犯しているのではないかという不安感に晒され、それが架空請求の踏み台として大いに利用されうること。
5. 「適法な」ダウンロードについて、実効性を担保したり国民の安心を得たりするために、適法ダウンロード情報をトラッキングするということになれば、通信の秘密が侵害されることになるおそれがあること。
6. 学問・研究・報道等で違法ダウンロードについて調査する行為なども、従来は私的使用複製の概念で柔軟に対応していたとも考えられるが、ダウンロードが違法化されると、これらも違法行為とされてしまうということ。
7. そもそも、法改正が必要であるという主張の根拠が乏しいということ。（「ダウンロードによる被害」が本当に存在するのか、印象操作の疑いの無い、信頼できる統計情報は存在しない。またダウンロード違法化議論で議論されている「問題」は、法律上は送信可能化権で既にカバーされているはずであり、まず著作権者が送信可能化権をしかるべく行使するよう啓発すべきである。）

なお、適法性の判断の問題に関連して、「適法マーク」のようなドメスティックな民間対応を見せる著作権団体もありますが、その有無は何ら適法性も違法性も担保しませんし、これを入札条件とする官製談合の類が認められるようなことがあってはならないと考えます。公正取引委員会ではコンテンツ事業の発注につき、厳格な姿勢で審査していただきたいと考えます。

ネット上のビジネスマーケット構築について (P.91)

最近、ネットでコンテンツを配信するための簡便な権利処理が必要であるという問題意識から、ネット配信に限定してそのために必要な権利を映画会社等に集中的に権利を帰属させる「ネット権」を創設すべきであるという提案がなされています。そこに問題意識を向ける姿勢は私たちも賛同するところですが、具体的な案としてのネット権については否定的にならざるを得ません。

ネット権の提案では、権利が映画会社やTV局に帰属することになりますが、これらは実際にコンテンツを制作している著作者ではありません。ネット権者に権利を専有させるということは、著作者から権利を剥奪することでもあり、ここではそれがマイナスに作用し、番組制作会社のインセンティブを不当に損なうこととなります。

ネット権提案者たちが問題視しているのは、番組の配信等が行えないことにあるのですから、ネット配信に必要な権利について、事前徴収・事後分配方式で必ず許諾されるものとし、使用料に相当する対価を文化庁あるいは第三者機関に信託できれば足ります。個別の映画配給会社や放送事業者が権利を専有する必要は無いと考えます。使用料の分配は純粋に著作者間でなされるため、創作の担い手にさらなるインセンティブがもたらされることにもなることを考えると、この方が望ましい方式です。

そもそも、権利処理を簡便化するために新しい権利を創設するというのは、筋が悪いと言わざるを得ません。ネット

配信に限定した専有権という考え方は、あまり明確なものではありません(インターネットプロトコルを利用したイントラネットにおける流通や、住基ネットを経由しての複製等の問題が考えられます)。

私たちは、権利処理の構想として、著作権制度とある程度平行でありつつ、既存の制度と矛盾しない「二階建て」のような制度が、ネット権よりも具体的に妥当すると考えています。それは、本来的に文化的な創作の保護を主眼におき、無方式主義であらゆる創作者に権利が自然発生する著作権制度は従来型のままにして、積極的に営利活動を行いたいという者にのみ、著作権を放棄することを条件に、新制度で与えられる法的保護を受けることを届出させる、というもので、以下のようなメリットがあります。

1. 登録されている情報を探すのみであるため、権利者の探索に無用なコストがかからなくなる。
2. コンテンツビジネスのために制作されたものであり、明確な権利行使の意思があると推定できることによるメリットがある:
 1. 非親告罪化に類似する(ただし著作者の同意による違法阻却があり得る)規定を設けることができる
 2. 禁止権として構成するのではなく、報酬請求権として構成することで、許諾を得るためにワンストップをかける必要がなくなる。
3. 権利処理を自動化する機構を法的に整備しやすくする。

この制度によって、著作権法がその本来の趣旨を維持しつつ、コンテンツ産業やネット配信など現代的な課題を解決することが可能になります。

「二階建て」の制度案については、同じ名前で行くつか(誤解を含む)解説が見られますが、私たちが支持する案は以下で詳しく説明されています。

- <http://grigori.sblo.jp/article/3837797.html>
- <http://d.hatena.ne.jp/inflorescencia/20070811>

私的録音録画補償金と DRM について (P.91)

文化庁では、審議会にて発表した「将来的には DRM を前提に補償金を廃止」という方向性を示していますが、これについては私たちはむしろ否定的な立場をとります。EMI やユニバーサルミュージック、Sony BMG やワーナーミュージックなどが iTunes Plus や Amazon MP3 など DRM フリーの音楽配信サービスを活用するようになり、大物ロックアーティストが自ら DRM フリーの音楽配信を行うようになった現在、DRM は世界的な音楽配信の潮流としてはむしろ廃止されつつあります。DRM が何らかの補償制度の要件として機能することを求められるような制度設計は、現実的ではありません。

また、現在のような補償金制度を維持するとした場合でも、DRM が施されていて複製できないようなコンテンツについては、補償すべき損害は間違いなく存在しないのですから、補償金分配の対象から除外するなどして、公平な制度に改正する必要があると考えます。

補償金は何より著作権者に分配されるべきものであり、その徴収・分配が適切に行われるよう、透明性を高める努力

が求められています。そのような努力を放棄して、共通目的事業を拡大したり、既に業界向けに周知されているはずである補償金制度の広告に補償金をつぎ込んだりしようというのは、不適切であると考えます。

著作権保護期間延長論について (P.94)

著作権保護期間延長論には数多くの問題があります。

1. 著作権の保護期間を延長することは、遺族など一部の著作権者(著作者でない)を利することしかなく、新たな創作へのインセンティブが存在しないと いうことは、経済学上ほぼ争いがありません。著作権者の遺族のみが不労所得を得られるべきであるとする合理的な理由は何ら存在しません。
2. 長すぎる保護期間は、米国で“Orphan Works”と呼ばれる問題を生み出しています。すなわち、保護期間が長い ため、著作権が切れていないが、著作権者の存否や所在が不明であったり、著作権 者の遺族と連絡がとれ ないため、自由に利用することが出来なくなってしまうのです。
3. 著作権によって自由利用が制限されていれば、特に創作から何年も経った著作物はほとんど利用されないこと になり、大多数の古い作品は死蔵されることとなります。著作権保護期間が延長されれば、その死蔵期間が無 駄に長くなります。
4. 世の中のあらゆる創作は、それ以前の創作の上に成り立っていますが、著作権が存続している間は、それらの 創作の上に新たな創作を作り出すことが困 難になります。古典作品を現代風に加工した名作は数多く存在しま す。古典作品を埋もれさせない、著作者やその創作に対して思いやりのある制度が望まれます。
5. いまだに保護期間延長が世界的潮流であると主張する向きもありますが、西欧でも保護期間延長法案が却下さ れているのが事実であり、世界的潮流はむしろ保護期間を延長しない方向になっています。そもそも、世界的 潮流がどうであるかは、国内法制度のあるべき姿を論じる際には、ほぼ無関係な問題であり、特に著作権制度 のように各種条約が既に存在するのであれば、その範囲で議論すれば足够了。
6. 保護期間を延長しないことで日本の経済的利益が損なわれるという主張する向きもありますが、日本は古典作 品については輸入超過であり、かえって日本の経済的利益を損ないます。

コピーワンスルールの見直しについて (P.105)

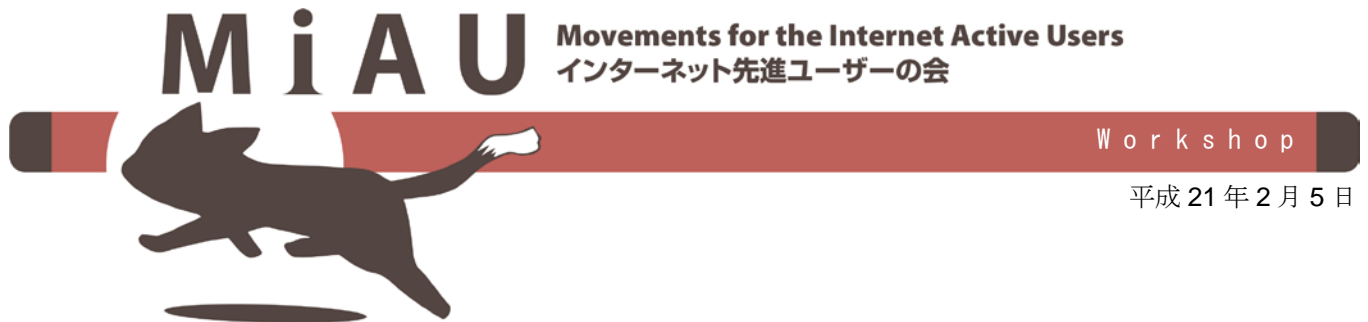
コピーワンスの運用を見直し、もう少し柔軟な運用ルールを模索した結果、現在では「ダビング 10」と呼ばれる方式 に結着したとされていますが、この ダビング 10 方式は、コピーワンスと同様、1 世代コピー(COG)のみを許容する、 柔軟性に欠けるものであり、私たちはこれを支持できません。

ダビング 10 が実際に 9 回コピー + 1 回ムーブを許容するのは、HDD プレイヤーを前提とした場合に限られ、単体 のデジタルチューナーや外付レコーダー、ケーブルテレビの STB を利用している場合は、従来通りコピーワンスの 運用となってしまいます。すなわち、相当数の人にとっては、従来通りのコピーワンス状態になってしまい、柔軟な運用 ルールは実現できていないこととなります。

当団体でネットユーザーにアンケートをとったところ、7 割の回答者はダビング回数について無制限が望ましいと回

答し、同様に7割の回答者はコンテンツをPCまたはDVDにアーカイブしておきたいと回答しています。今後は、Apple社のApple TVのような、自社のハードウェア(TV)を活用したオンデマンド番組配信が、TV視聴に取って代わることになると考えられます。COGルールに固執することによって、PCのHDDやDVDへの自由なコピーが行えないのであれば、その流れはますます加速していくことでしょう。

2. 本団体が平成 20 年度に主催したイベント等の概要一覧



第 3 回 MIAU 勉強会

「モバイル放送の新モデル ～MediaFLO～」

1. 趣旨

この度はお忙しい中、MIAU の勉強会にお越し頂き誠にありがとうございます。第 3 回を迎える MIAU 勉強会の今回のテーマは、ご承知のように「MediaFLO (メディアフロー)」です。

MediaFLO とは、米クアルコム社が中心となって開発した携帯端末向けの多チャンネル放送サービスのことで、日本の移動体端末向け TV 放送「ワンセグ」の米国版と考えてもらうとわかりやすいでしょうか。実際、すでに米国では AT&T や Verizon が MediaFLO を使った放送サービスの提供を始めています。

MediaFLO は、移動体端末向けにマルチメディア放送を配信するという面では「ワンセグ」と似ていますが、番組内容に関する自由度や地域メディアとしての利用可能性など、「ワンセグ」とは異なる特徴も持っています。

今回 MIAU では、この MediaFLO を開発したクアルコム ジャパンの小菅氏をお迎えし、MediaFLO の特徴やワンセグ放送との違い、今後の展望や課題、地域活性化への活用等についてお話して頂きたいと考えております。それでは、本日もよろしくお願いたします。

2. 概要

- (1) 名称：第 3 回 MIAU 勉強会「モバイル放送の新モデル ～MediaFLO～」
- (2) 講師：小菅 祥之 氏 (クアルコム ジャパン ビジネス開発シニアマネージャー)
- (3) 開催日時：2009 年 2 月 5 日(木)、19:30～21:30 (19:15 開場)
- (4) 会場：セシオン杉並 〒166-0011 東京都杉並区梅里 1-22-32

3. 講師紹介

小菅 祥之 (こすげ よしゆき) クアルコム ジャパン株式会社 ビジネス開発シニアマネージャー

伊藤忠商事株式会社入社後、メディア事業部門衛星・ケーブルテレビビジネス部、同部門モバイルビジネス部配属。概ね事業開発、インキュベーションに従事。その後米国シリコンバレー Itochu Technology Inc. を経て、帰国。クアルコムジャパン入社後、MediaFLO を中心とした事業開発に従事、現在に至る。

4. 開催結果

参加者数：19名（内、正会員4名、一般15名）

※なお、スタッフ・事務局等は人数に含まれておりません



第 2 回 MIAU 勉強会

「デジタル・コンテンツの利用促進のための法制度等の検討について」

1. 趣旨

従来、コンテンツの権利者を保護し、その一方でコンテンツの流通や利用を促進するという、ある意味で相反する法的役割は、著作権が一手に引き受けてきました。しかし、特にネット上を駆け巡るデジタルコンテンツの扱いに関しては、現行の著作権制度は必ずしもうまく機能しておらず、所々でほころびを生じてしまっている、というのが、今や多くの識者が共有する懸念となっています。インターネットをはじめとする近年の技術革新とその一般への普及は、著作権における権利保護と流通・利用促進のデリケートなバランスを突き崩し、結果として権利者とユーザの間に大きな溝を生むことになりました。これは、コンテンツ立国を目指す我が国の今後にとっても、大変好ましくない事態です。このため現在では、著作権を中心とする現行のスキームに対し、様々な形での改革案、代替案が模索されています。

今年 3 月、法曹関係者や経済学者、コンテンツ事業者など多数の有識者で構成される「デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム」が発表した「ネット法（仮称）」構想も、そうしたオルタナティブの一つです。ネット上でのデジタルコンテンツ流通に特化した法制度を現行の著作権法とは別に作ることによって新たに「ネット権」を創設し、権利の集約、ひいては権利処理の円滑化を図るという大胆な構想は、発表以来多くの注目と激しい議論を呼び起こしました。

今回 MIAU では、この「ネット法」構想の立案において主導的な役割を果たされた弁護士、岩倉正和先生をお迎えし、デジタル・コンテンツに対する法整備の今後のあり方について貴重な知見をお伺いいたします。

2. 概要

- (1) 名 称：デジタル・コンテンツの利用促進のための法制度等の検討について
- (2) 講 師：岩倉正和（西村あさひ法律事務所パートナー弁護士・ニューヨーク州弁護士）
- (3) 開催日程：11 月 22 日（土） 14:30～16:30（14:15 開場）
- (4) 会 場：セッション杉並 〒166-0011 東京都杉並区梅里 1-22-32

3. 開催結果

参加者数：参加者 17 名（正会員 4 名・一般 13 名）

※なお、スタッフ・事務局等は人数に含まれておりません



第 1 回 MIAU 勉強会

ユーザーサポートの最前線からインターネット有害情報問題を考える

1. 趣旨

昨今取りざたされるインターネット上の「有害情報問題」ですが、具体的にはどのような問題が起き、どういった対応が行われているのでしょうか。例えば「学校裏サイトに子供の悪口が書かれる」、あるいは「卑猥な画像がアップロードされる」などといった問題について、我々の耳には、新聞やテレビなどのメディアが取り上げた、大雑把かつセンセーショナルな情報しか届きません。サーバを提供している通信事業者や、運用している管理者、それらを利用して情報発信するユーザー、被害者とされる子供や保護者、学校、警察などは、何に困り、どのように対応し、そしてその対応に問題はなかったのでしょうか。

今回 MIAU では、インターネット上の掲示板やブログなどで発生する有害情報問題対策の現場で活躍しているらっしゃる、株式会社ライブドアメディア事業部の高橋 誠様をお招きし、さまざまな有害情報問題の事例をご紹介いただいた上で、この問題の現状と、多発する理由、その対策などについて、考えていく場を設ける所存です。

2. 概要

- (1) 名 称：ユーザーサポートの最前線からインターネット有害情報問題を考える（仮）
- (2) 講 師：高橋 誠（株式会社ライブドア）
- (3) 開催日程：10月31日、19：00～
- (4) 会 場：あんさんぶる荻窪・会議室
〒167-0051 東京都杉並区荻窪5丁目15番13号
<https://www.yoyaku.city.suginami.tokyo.jp/HTML/0037.htm>
- (5) 参加費：MIAU 正会員 2,000 円、一般 5,000 円、学生 1,000 円を予定

3. 開催結果

参加者数：5名（内、正会員2名・教員2名・学生1名）

※なお、スタッフ・事務局等は人数に含まれておりません



平成20年8月27日

シンポジウム「Googleストリートビュー“問題”を考える」

1. 趣旨

8月5日、Googleは同社が運営する地図サービスの「Google マップ」上に地上から見た道路の風景を表示する「ストリートビュー」機能を追加しました。便利で革新的なサービスであると評価する向きがある反面、肖像権やプライバシーといった人権的観点から、セキュリティ・防犯といった社会的な市民のリスクを憂慮する声まで、幅広い懸念が指摘されています。

意図せず写り込んでしまった人物や、個人の邸宅の内部、車のナンバープレートなど、グーグル社でも一定の対応はしているものの、ネットに一旦掲載されてしまった後で指摘を受け削除されたものも少なからずあります。日本に先駆けてサービスを開始した米国でも訴訟が提起されたり、またカナダではプライバシー保護法に抵触するのではないかと指摘されるなど、各国で議論を巻き起こしている状況です。

私ども MIAU は、ユーザー視点でこうした新しいウェブサービスについて考えていくべきとの立場から、まず「プライバシー」とは何なのか、そして「ストリートビュー」がその「プライバシー」に与える影響は如何なるものなのか、負の影響があるとしたらグーグル社が取るべき対策とはどのようなものか—といった論点を整理していくことが肝要だと考えています。おそらく「プライバシー」のみならず技術・法律・社会の意識などを視野に入れなければならない、ストリートビューが是か非かという単純な問いでは収まらない問題でしょう。

そこで、各方面の専門家の方々のご意見を伺い、「ストリートビュー」を議論していく上で前提となる共通理解を築いていくことを目的として、今回のシンポジウムを開催させていただきます。

2. 概要

(1) 日時：2008年08月27日(水) 午後6時30分～8時30分(午後6時10分開場)

(2) 場所：杉並区 産業商工会館(杉並区阿佐谷南3-2-19)

(3) 登壇者：

- ・河村真紀子(主婦連合会常任委員)
- ・壇俊光(弁護士)
- ・山田健太(専修大学准教授)
- ・八田真行(OpenTechPress 主筆)
- ・コーディネーター：中川譲(MIAU・多摩大学情報社会学研究所研究員)

(4) 次第

1. Google ストリートビューのサービス概要と問題点整理(10分)
2. パネリストより一言(15分)
3. パネルディスカッション(80分)
4. 会場及びネットからの質疑応答(15分)

3. 開催結果

参加者数63名（内、学生10名）※なお、スタッフ・事務局等は人数に含まれておりません

平成 20 年 4 月 28 日

シンポジウム「青少年ネット規制法について考える」

1. シンポジウム開催の目的及び趣旨

インターネットの劇的な普及と発展により、私達は多くの情報を入手し、活用し、そして発信する手段を獲得しました。その反面、インターネットには青少年に「有害」とされる情報も多く飛び交っているとの声もあり、このような情報から青少年を保護することを目的として、インターネット全体を広く規制しようという法案が現在自民・民主両党によって検討されていることは、皆様ご存知の通りです。

しかし、青少年を保護するためとはいえ、健全な情報を発信する個人やそれを支えるインターネット関連企業などにまで、情報発信・公開についての制限をかけてしまうことは適切なのかという疑問の声も多く、結果的に国家による検閲に繋がりがかねないとの懸念も表明されているところです。

私ども MIAU は、これまで、独自に法案に関する検討や、青少年の健全な育成を阻害する有害情報対策案の研究・模索等を行ってまいりました。私どもとしても、青少年がインターネットを通じて犯罪をしない、また犯罪に巻き込まれないようにするための取り組みは大切だと考えており、明確に、かつ極めて限定的に定められた、現状の違法情報への取り組みを否定するものでもありません。しかしながら、現時点での法案には懸念すべき点が多岐に多く、十分な議論を尽くさないままでの拙速な立法化はすべきでないと考えております。

そこで、現在検討されている法案の問題点について一般の方々への周知を行うとともに、他組織の方のご意見を伺うことにより、この問題に関する理解を更に深めるためのシンポジウムを開催致します。

2. 開催日時・会場

- 日時：2008年05月01日（木） 19:00～21:00（18:30 開場）
- 場所：世田谷文化生活センター（キャロットタワー内） 5F セミナールーム

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂 4-1-1 キャロットタワー内

3. 次第

- MIAU からの挨拶
- 青少年ネット規制法案の略とその経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・講師：中川譲（MIAU 幹事）
- 有害コンテンツ対策を巡る論点と業界の動き、今後の展望
・・・・・・・・・・講師：楠正憲（Microsoft 株式会社 技術統括室 CTO 補佐）
- ネットの青少年保護についての国際動向・・・・・・・・・・・・・・・・講師：崎山伸夫（CPSR/Japan）
- 情報リテラシーと情報モラルの側面から・・・講師：久保田裕（コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 親による情報管理の手法と現実・・・・・・・・・・・・・・・・講師：小寺信良（AV 機器評論家・コラムニスト）
- 会場・ネットからの質疑応答

4. 開催結果

参加者数：82名 ※なお、スタッフ・事務局等は人数に含まれておりません